

令和6年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年2月22日から令和6年3月6日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年2月26日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第2号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7番、佐藤宗太君、8番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、11番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）（登壇）

皆さん、おはようございます。11番、五十嵐一夫であります。

ただいま最敬礼したのは誠にありがとうございます。私は、日本国民であり、会津坂下町民でもありますので、日本国国旗と、会津坂下町旗に敬意を払い、一礼ではなく、最敬礼をした次第です。今回は、私、24年間議員生活の最後、一般質問で本当に最後になるかもしれませんので、敬意を表しました。感慨深く、議員任期最後の一般質問をいたします。

今、一番の町の焦点、庁舎問題、1点のおさらいとして、通算95回目の一般質問に入ります。

第1に、新庁舎問題全般についての質問です。特に質疑応答をしたい事柄についてピックアップしました。時間があれば、そのほかについても質問をいたします。

1に、令和5年6月議会、新庁舎建設に関する請願の持つ意義についての見解を求めます。

本請願は、5年前の議決に基づき、速やかに建設計画を実施するよう、町当局へ意見書を提出することの請願でした。結果、賛成6、反対7で、不採択となりました。しかし、この賛否の数の持つ意味は大きな意味があります。庁舎建設についての意思決定に

は、地方自治法により、議会の3分の2以上の賛成が必要であります。そうすると、仮にこの時点で、庁舎位置を変更する議案が提出されたとするならば、賛成は7となります。3分の2を超える9名の賛成が必要ですので、この時点において考えた場合には、庁舎建設位置変更の議案は否決となります。つまり、本請願の持つ意義は、議会の意思として、庁舎位置変更については否定されたと捉えていいのではないのでしょうか。見解を求めます。

2に、庁舎位置の位置候補として、厚生病院跡地が挙げられていると言っていいでしょう。なぜ、ここが位置候補地としてあるのか疑問です。

次の疑問について伺います。

(1) 疑問の1、安定を失った地盤について。撤去工事が間もなく終了しますが、地盤についてです。建物の撤去は基礎ぐいまで及んでいます。長いコンクリート基礎ぐいが引き抜かれています。基礎ぐいを引き抜くわけですから、地盤は安定を失います。安定するまでには、ある程度の期間が必要です。通常、自分の家を建てるときに、地盤をかき混ぜたような土地に家を建てるのでしょうか。このような安定を失われた地盤の土地がなぜ候補地なのか、見解を求めます。

(2) 疑問の2、医療廃棄物は本当にないのか。現時点の撤去工事において、医療廃棄物は見つからなかったとのこと。しかし、多くの病院跡地において、医療廃棄物が見つっています。このようなリスクある土地を候補地にすべきでないとは考えますが、町の見解を求めます。また、医療廃棄物がなかったというならば、その証明はどこがするのでしょうか。答弁を求めます。

(3) 疑問3、駐車場の駐車スペース等の算定の根拠について。今までの新庁舎説明会において、駐車場はクローズアップ、大きな焦点ですが、駐車場は広いほうがいいのかの対応として、真摯な検討はなされていないと私は指摘します。県内のある町では、数値に対しての根拠を示しています。当町の算定は、つかみ勘定ではないのでしょうか。

(4) 疑問の4、厚生病院跡地は、某会社と売買の契約がなされていますが、この約束は、そのままなのでしょうか。約束があるならば、なぜ企業間の約束を壊す行為をするのでしょうか。自治体としての倫理について見解を求めます。

3に、旧厚生病院跡地がもたらす固定資産税の町財政への影響について伺います。

旧厚生病院跡地からは、現在、固定資産税を賦課しています。今までの協議会等での質疑応答の中では、300万円から400万円の間と答弁いただきましたが、確認のため、明快な数字をご返答ください。この固定資産税は、町の一般会計に、町税として収入となります。もし、庁舎を厚生病院跡地に移転したら、町有地になりますから、この固定資産税は税収減となります。税収源を失うことにどう考えるのか、見解を求めます。

厚生病院は、国、県の医療の方針に従い運営されていますが、更地になる前と更地になったとき、固定資産税に変化はあるのでしょうか。つまり、軽減措置等が適用されたりするのかどうかという質問です。

4に、街並みが形成され、市や祭礼など、歴史的な文化遺産がもたらす町のにぎわいをどのように考えているかです。

坂下町は、越後街道沿いに長年かかって形成された市街地です。町の中心部の大通りに面し、かつては十字路でありましたが、今は大きな十字路が安兵衛通りに移りましたが、町役場が、昔のかつての十字路にあります。町役場を中心ににぎわいがあります。特に、役場庁舎の真ん前で、初市、夏祭り、秋祭りが催されます。御田植は少し離れますが、大通りで催されます。福島県内において、町役場真ん前で祭りが催されるところがあるでしょうか。全国では調べていませんが、大変まれに見る、ほかから見たら望ましい町のにぎわいではないでしょうか。もし、現庁舎以外に移転したならば、この歴史的な文化遺産を失ってしまうことになります。どうお考えでしょうか、見解を求めます。

今までのこの町が形成されていく中で、ここに銀行、郵便局、事業所、商店が自然と集中してきました。社会資本も投下されてきました。にぎわいを維持していくのは、行政の役割ではありませんか。見解を求めます。

5に、町なかの大通り街路は、消雪道路であることにどう考えているかであります。

坂下町は雪国です。今年は雪がありませんが、坂下町の町なかの街路は、多くが消雪道路です。冬場においては、人も車も安心、安全に町なかを通行できます。このような道路が築造されたことと、効果をどのように思いますか。どうお考えでしょうか、見解を求めます。

6に、町長の新庁舎建設に向けての一連の町政執行を、議決に基づいた執行をするよう箴言する。

庁舎位置については議決がされているが、議決に基づき執行するのは、町長の政治姿勢ではないのか。町長はこの件で執行していることは、議決に基づかない執行と私は判断します。議決に基づいた執行するよう箴言する。町の見解はいかがか、答弁を求める。

7に、庁舎位置については確定をしなければ、後期基本計画も、都市マスタープランも策定できないのではないか。庁舎位置は関連があるのだから、9月に3件と一緒に議決というが、特に庁舎位置は否決もあり得る。先に決するのが当然の帰結である。庁舎位置を決してから、後期基本計画、都市マスタープランの策定に着手すべきであります。見解を求めます。

以上、壇上からの一般質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

11番、五十嵐一夫議員のご質問について、私からお答えいたします。

初めに、質問の第1の1についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、令和5年6月議会に提案された5年前の議決に基づき、速やかに建設計画を実施するよう求める請願については、賛成6、反対7で不採択となりました。しかし、この採決の人数は、この請願に対してのものでありますので、その数を参考に、ほかの議案に対する意思を決めるには無理があると考えます。町としては、もし、新庁舎の建設位置が現有地から変更となり、条例上の位置変更の手続が必要となった際には、地方自治法第4条にのっとり、議案の提出をすることとなります。

次に、2の（1）について、お答えいたします。

まず、前段としまして、新庁舎の建設に際しては、地質調査、地盤調査について、どの建設場所であろうとも、必ず実施いたします。議員おただしのように、建物の基礎ぐいを引き抜いた後、不完全な埋め戻しを行った場合は、地盤が弱くなって悪影響を起こすといったことも考えられます。現在、旧厚生病院の建物解体工事は進められておりますが、町としても注視し、埋め戻しについても、施工データを提供していただきます。

次に、（2）についてお答えいたします。

旧厚生病院跡地において、医療廃棄物等は見つかっておりません。福島県の管理・指導の下、土壌調査及び除去・土壌入替え等を進め、昨年12月下旬に完了検査も終了しました。

現在は、形質変更時要届出区域指定解除に向けて書類を提出し、当初の予定どおり3月下旬に竣工検査が行われるとの報告を受けております。

次に、（3）についてお答えいたします。

必要駐車台数につきましては、「最大滞留量の近似的計算法」という計算方法を用いて計算いたします。細かい計算は省きますが、常時必要な来庁者用駐車場としては、最低限35台分が必要となる計算となります。そこに加え、福祉駐車場として5台、公用車分として44台、議員分として14台の98台は最低限確保しなければならない駐車台数であると考えております。

現在の東駐車場は57台の駐車が可能ですありますが、毎日、駐車状況を確認しておりますが、駐車場が満車となる場合が多くあります。また、中心商店街沿いにある駐車場ということで、役場への用事以外での使用も多数見受けられております。町民アンケートでも多数寄せられているように、駐車場入り口のアクセスの悪さ、構内通路の狭さの解消も考えると、通路面積、進入口の広さなどの面積を確保した上で、駐車台数の多少の余裕を持たせ、120台確保することが必要であると考えております。

次に、（4）についてお答えいたします。

旧厚生病院跡地の売買の約束につきましては、令和5年4月12日の新庁舎建設検討特別委員会の際に説明させていただいたように、厚生連からは、議員おただしの某企業と契約を交わしたわけではなく、口約束のようなものだったと聞いております。現在も、そのまま継続されているものと思われます。

次に、3についてお答えいたします。

旧厚生病院跡地にかかる固定資産税額は、個人情報保護の観点から、正確な金額をお伝えすることはできませんが、令和6年度概算で、370万円ほどとなる予定であります。

議員おただしのとおり、もしこの土地を町が購入することとなった場合は、この土地から得られる固定資産税の税収はなくなることとなります。しかし、こちらの土地が、もし新庁舎の建設予定地となった場合は、固定資産税の減収よりも、新しいまちづくりをしていく上での重要な拠点として機能させていくことのほうが重要であります。その場合は、併せて現総合車庫などの不要となる土地について、売却等の整理を進め、町財源を確保してまいります。

また、住宅用地特例による軽減措置は、あくまでも、住宅が建っていた場合に適用されるものですので、旧厚生病院跡地については、現状適用されておられません。

次に、4についてお答えいたします。

400年の歴史を持つ「初市大俵引き」や、若者によって伝統を絶やすことなく受け継がれている早乙女踊りが奉納される「御田植祭」、真つすぐな大通りの先、花火が西の夜空を照らす「夏祭り」、各町内の太鼓台が練り歩く「秋祭り」、これらはライヴエン通り全体でにぎわいを創出し、4大祭りとして、町内外に坂下の魅力を発信し続けております。

また、町の中心部に役場があり、銀行や郵便局、事業所、商店などが集中するエリアとして、経済活動の活性化も図られてまいりました。このようなにぎわいを創出する歴史的背景は、庁舎建設場所を選定するに当たっても、大変重要な要素であると認識しておりますが、庁舎に求められる機能や、期待される効果は多岐にわたっており、それらを十分に考慮しながら進めていかなければならないと考えております。

引き続き、町民の皆様のご意見等を広くお聞きしながら、庁舎の規模や機能、建設場所について検討してまいります。

次に、5についてお答えいたします。

役場前を通る主要地方道会津坂下会津高田線については、現在、県による管理となっております。県道における消雪施設の設置基準に関して県に確認したところ、明確な設置基準はないものの、沿道状況、除雪体制、凍結防止、利用者の安全確保及び地域の要望等を踏まえ、総合的に判断しているとのことであります。消雪設備の効果については、速やかな消雪が可能であり、凍結防止や交通渋滞の解消、歩行者の安全確保に寄与する効果が期待できます。

会津坂下会津高田線は、沿線に商店や住宅が建ち並んでおり、歩道も狭く、除雪車で除雪をしても、雪を押す場所が確保できないという問題から、消雪設備が設置されたと推測されます。ほかの幹線道路である国道49号及び坂下南幹線につきましては、法令にのっとり、積雪地域を考慮した歩車道の幅員、路肩を確保した構造となっているため、除雪車での対応を重視しております。

次に、6についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、平成30年3月定例会において、会津坂下町議会基本条例第6条に基づいた重要事項として、庁舎の建設位置は「現本庁舎・駐車場・東分庁舎周辺用地」とすると、議決されております。

また、令和4年6月定例会の際には、「庁舎の建設位置について様々な現状を加味し、

再度協議すること」という意見書が議決され、町はこの意見書を受け、これまで協議を進めております。どちらも重要な議決でありますので、十分な調査研究・協議を行い、最終的な判断を私のほうから、町民、議会に提出したいと考えております。

次に、7についてお答えいたします。

次年度策定を予定している第六次会津坂下町振興計画後期基本計画及び会津坂下町都市計画マスタープランに関しましては、新庁舎の建設位置によって左右されるものではないと考えております。老朽化している現役場庁舎の建て替えは、町の大きな課題の一つであります。これが第六次会津坂下町振興計画工事基本計画に示す施策の全てではないと考えます。第六次会津坂下町振興計画に示した、「やっぱり“ばんげ”がいい!」と町民が思える町の将来像は変わらないことから、新庁舎の位置にかかわらず、その具現化に向けた第六次会津坂下町振興計画後期基本計画の策定は、十分に可能であると確信しております。

都市計画マスタープランにおいても、実情にそぐわない用途地域の変更を数か所予定しておりますが、旧厚生病院跡地についても、新庁舎の場所に影響される変更内容ではないため、新庁舎の建設位置の決定を待たずとも変更できるものであると考えております。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

まず、第1の1からお伺いいたします。

請願について、この議決の経過を申し上げますと、委員会では3名の賛成がありました。本会議では4名の賛成者が見込まれていましたが、本会議では6名の賛成でした。委員会での賛成者が本会議では反対をしたのです。珍事ですが、こんなことも起こるのも政治の世界です。一寸先はやみ、見通しや予想が覆ることもあるのですね。坂下議会史上に残る事件です。

現庁舎位置の議決をなきものとして考えて執行しているのかということです。答弁の中で、他の総括を参考に、他の議案に対する意思を決めることはありませんということですが、ただ、この数というのは、やはり、そのときに庁舎位置について議決したら、これは否決になるわけで、その数そのものでいくとね。やはり重大な意味を持っている。

ですから、いわゆる町の意味を決める一つの表れであると思うんですよ。それは、請願は賛成が少数で否決されたとしても、その意味は大きい。だから、やっぱり、そういうふうに進めるべきではないかと思うんですけども、ちょっとこの数について、町長は、

他の議案に対する、一緒に決めることはありませんということですが、やはり、一つの重要なことではないかと思うんですけども、もう少し詳しく答弁いただけませんか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの再質問においてでありますけども、先ほど町長から答弁がありましたとおり、令和5年6月の議会のときに提案されました請願につきましては、請願ということの部分でありますので、当然、先ほどもありましたけども、地方自治法の第4条にのっとった議案ではないというような判断をしたところであります。当然、議会の中で判断される部分ではありますので、その部分は、町当局としては真摯に受け止めて、今後の事務を進めていきたいというところであります。

以上であります。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

後のほうで、ちょっと、また請願が出て、その請願が可決されたから、それを重く受け止めながら、そのことも受け止めるということはありませんけども、この請願だって執行するときに、こういう結果であれば、じゃあ、その請願は請願として受け止めておくけども、執行は執行として進めるということもできるわけです。何も、請願が通ったからって、町長が受け止める必要もないわけです。町の請願は、国会に行ったら、国会のほうで請願がみんな通るわけではありません。それと同じです。

私は、執行について、ちょっと疑問に思います。ここは押し問答になるので、そこで終わります。

2ですね。くいが、大体どのくらいの長さだったのか、それは把握していますでしょうか、お伺いします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

くいの長さについては、今現在、掌握はしておりません。しかし、私も以前、建設課時代に、町営住宅とか、建物の担当をしていましたので、地盤の状況、会津坂下町の逆水、新町かいわいの地盤の状況というのも、ある程度は把握しておりますが、町営住宅の場合は、30メートルから40メートルぐらいの長さのくいを使用していたと記憶しております。旧厚生病院、今、解体工事の状況を見てみますと、そこまで長いかどうかはちょっと掌握しておりませんが、ある程度の長さのくいを撤去していたということでもありますので、5メートル、10メートルの短い距離ではなくて、それ以上のくいであったのかなということで、今は考えております。

以上です。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

この庁舎位置のいろいろ検討するに当たって、調査不足じゃないでしょうか。私は聞きましたよ。最長44メートルです。平均20メートルから30メートル。こういった質疑があるときに調査しておかない。でも、こういったことというのは、この選定のときに、事前に掌握しておく必要があるんですよ。掌握しないで、ここは候補地です。ちょっと軽率じゃないか、調査不足じゃないかということを申し上げますね。

それで、お聞きします。あなたは、ああいふふうに、例えば、どろどろにかき混ぜた、そういったところに家を建てますか。こういう、坂下町も同じです。これは、課長が答弁しても町長が答弁しても、どろどろになったところに、あなた、家を建てますか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

家を建てるかどうかというのは、ちょっとまた別な問題としまして、くいの引き抜き工事というのは、建物の解体工事、くいを使用した場合の建物の解体工事については、通常、くいの引き抜きまで行って、その後の土地の利活用に対して支障がないようにするというようなことが、一般的に行われているという状況だと思います。

くいの引き抜きについて、私もちょっと調べてみましたら、現場にもありますとおり、ケーシングという鉄の筒ですね。あれを基礎ぐいの周りに、地盤の中に挿入させて、地盤の持っている土壌と分離させて、真ん中のそのコンクリートぐいをワイヤーで引っかけて、クレーンか何かを使用して引き抜いていくということになるということでありま

す。

議員おただしのとおり、そのコンクリートのくいを引き抜いた後に、もう当然、地盤に空隙といいますか、隙間が発生しますので、その隙間に土壌が安定するような充填剤を注入していくというようなことが一般的に行われているようです。その土地によって、その土壌を安定させるための充填剤が、いろいろ種類があるようですので、その辺についても、今後、解体工事について完了しましたら、もちろん施工をした経過を、もう十分調査、検証しながら、どの土地でも、先ほど答弁しましたけども、どの土地においても同じような状況が考えられますので、この件、本庁舎の役場を解体したとしても、同じような状況も考えられますので、当然、新設する新庁舎を建設する場合には、十分な土壌の調査、あとは地盤の調査、あとは、基礎ぐいの種類とか方法などを検討しながら、設計に入っていくというところであると思いますので、そういう部分は、どの場所に新庁舎が建設されようとも、必ず行っていかなければいけない。建物の安定は第一だということで、やらなければいけないということで考えております。

以上です。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

土壌検査をするのは、要するに、どろどろかき混ぜたって、かき混ぜなくたって同じくやらなくちゃいけないの。これはやること。それはやります。そうじゃなくて、土壌検査をやったって、沈むところは沈むんですよ。そういったリスクがあるということ。リスクがある土地を選ぶのかということ。私は、端的に、そんな長ったらしいことを聞いているんじゃない。あなたは、そこに建てるのか建てないのかということを知っているんだ。知っているんですよ。ですから、普通の人だったらどう考えるかということを知っているんです。

先人は言いましたよ。家を建てるときは、田んぼのところに建てる時は、そこに土盛りしたら、3年間くらいはそのまま放っておくんだよと。そして、雪が降って、しみ込んで、地盤が安定したら、それから家を建てるんだよと、先人は言っているんですよ。それを検査したからとか、そういうリスクがあるところはやめなさいということを言っているんです。そういったことをちょっと考えて、やってください。

あと、疑問の2、医療廃棄物。ないのかということですけども、そういったことだけで、完全に出ないと言い切れるのかどうか、伺いたいします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

医療廃棄物につきましては、先ほど答弁したとおり、見つかっていないということで確認しております。医療廃棄物等の撤去、土壌の調査及び土壌の入替え等につきましては、福島県の管理、指導の下、12月下旬に完了検査を終了しているということで聞いております。現在は、先ほど申しましたとおり、形質変更時要届出区域指定解除ということに向けて書類を提出して、当初の予定どおり、3月下旬に竣工検査が行われるということの報告を受けております。

以上であります。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

一回、答弁を受けているんだ、ここで。そんなことを聞いているんじゃないですよ。言い切れるのかと言っているんです。ここで竣工検査をすると、じゃあ、あと、出ないのかということなんです。そういったことを考えてやってくださいと言っているんですよ。出ることのリスク、みんな出ないと思って、みんなやっているけども、今度、工事をしたら出てきたとか、そういったことは、もういろんな事例であるんです。やっぱり、そのリスクを知らしめながら執行してくださいということを言っているんです。

次に行きます。

疑問の3、小野町の例をあげますね駐車場。今ね、いろいろよく検討しましたね。駐車場については、市、区、町役場窓口事務施設の関龍夫さんですか。あと、最大滞留の近似的計算法、こういったものについて検討して、学術的にはいろいろやるというのは、一生懸命、そういうふうに行ったということで、感心しました。ただ、福島大学のこの前の空き店舗調査で、何台止まったかというのをした。9時から10時が最大で、36名が役場に来ているんです。

自動車利用は90%。だから、そんなに車で来るというのは、駐車場というのは、そんなに今だって、十分空いているんですね。結局、町の前の駐車場のことばかり考えたら、駐車場が狭い、ないないないと言っていたけど、江戸鮎前の駐車場に行けば、旧江戸鮎のところに行けば、やっているわけですね。

そういったことで、もうちょっとこの駐車場については、深く追求してやっていただきたいと思いますけども。この福島大学のも参考にするんでしょうか、お伺いします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

必要駐車台数につきましては、先ほど答弁しました最大滞留量の近似的計算法ということで、これは各自治体が参考に行っている計算方法ということになります。こちらについては、人口や、あとは町の自動車の保有率、あとは登録台数などを基に計算される部分でありまして、窓口とか、窓口以外の部分の利用に対しても、その滞留時間とか、そういう部分を参考にしながら計算されるというものであります。

我々、この方法も含めて、駐車場の台数については、検討している部分ではありますけれども、今後につきましても、今ほど議員おただしというか、お話がありましたとおり、いろんな、福島大学の学生さんが調べた部分とか、あと我々も東駐車場の利用状況、毎日の台数、確認しているわけですが、そういう部分も参考にしながら、今の部分では、先ほど申し上げました台数を想定はしておりますけれども、今後についても、より詳しく調査研究をしながら、検討していきたいということで考えております。

以上です。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

福大のこの調査もあれなんです、これは、役場前にいて、入ってくる人に聞けば、ここでできる、自分たちで調査できるわけですからね。やっぱりそういったことをやって、じゃあ駐車台数がどのくらい必要かということの参考に、やっぱりやるべき。さっきも調査がやっぱり足りない。基礎ぐいの時も。そんなことを申し上げておきます。

疑問の4、なぜ横やりを入れたのかを聞きますね。自治体としての倫理です。某会社との契約について、文書はないと言うんだけど、私のところには、文書はないけど、お互いね、約束をしたという。その契約書はやっていないけど、そういう約束をしたという、事実上、文書は私のところに来ています。私がもう町より3か月早く入手しましたから。何でそこに横やりを入れるのか。買う約束をしているのに。それを、町としての倫理についてお伺いします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

町としては、新庁舎の建設につきましては、大変重要な事項だということで、もちろん考えておりますので、以前、本庁舎の新庁舎の建設につきまして、建設位置の場所の

議決及び先ほど答弁しました建設位置の再検討の意見書などなどを踏まえまして、建設位置の再検討といいますか、そういう部分に着手しているというところであります。

昨年、新庁舎の建設位置については、町民、住民の方々の意見、様々な広い方々からの意見、議論が不足しているというような部分の判断に立ちまして、今後、進めていくというふうな部分で方針になりましたので、これからの建設位置の部分についても、慎重に検討していかなければいけないということで考えております。

その建設位置について決定するというようなプロセスの中で、その建設、旧厚生病院の跡地の用地につきましては、先ほども答弁がありましたけども、そのまま口約束のようなものだったということで、現在も継続されているという部分でありますので、その先については、今後調査研究していく中で、進展させる、進展といいますか、いろんな部分で進めていくというような部分であるということで考えております。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

口約束だって、約束は契約なんです。買う、ああいいよ、うんと。契約。後でいざこざがないように契約書というのを作るんですよ。だから、契約書がないから、そんなの契約していないとかそういったことではないんですよ。私が今聞いているのは、そんなことで、今のことを聞いているんじゃないの。倫理上、そんなことが許されるのかと言ったの。自分たちの約束とかいろいろやっているときに、こういうふうに行っているときに、そこから、外から、いや、俺たちが今話しているやつを割り込んで、その話、俺のところに譲れだとかね。それは間違っている。その倫理感について、私は言っているの。

地方自治体というより、町がそういった横やりを約束のところに置いていいのかという、そこを聞いているんですよ、そこを答弁。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

今ほどの口約束のようなものだったというところと、その倫理感というところでありまうけども、先ほどもちょっと申し上げましたが、新庁舎、役場庁舎の建設事業というのは、町としても重大な事業でもありますし、その場所についても、十分検討しながら決定をしなければいけないということで考えております。その部分については、今後、町民が役場庁舎を利用するときの利便性、また機能、そういう部分を十分検討しながら、

建設場所については決定しなければいけませんので、その候補地についても、十分に、今後、調査研究しながら進めていかなければいけないということで考えております。
以上です。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

企業と、その土地というのは大きなところだから、そういう約束をしているところに町が入って、町がこうやるからと、それが許されるのかということを私は聞いているのね。そんなことを堂々と。今のは、私は、答弁者を誰々にしろと言っていないから。あなたの答弁は町長の答弁だと思っているからね。そんな答弁でいいのかということですよね。

やはり、そういった約束をしているところに行く、そういったことをやっぱり許されるようなこと、町の大事業だからいいんだなんていう考えを持っているのでしたら、やっぱりちょっと疑問だと思います。

時間がなくなってきますので、次に移ります。

厚生病院、金の生む土地なんですよ。それで、やはりそこに金を生んで、なおさら、ほかの企業が来た町、役場が移転しないで、そこにほかの企業が来ると、ますます事業所とか、商業施設が建ったら、お金を生むんですよ。金が、また金を生むんですよ。そういうことについてはどのように思いますか。そういうふうになった場合。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

まさに固定資産税につきましては、その土地にかかる税ということでありますので、旧厚生病院跡地についても、先ほど答弁申し上げたとおり、370万円ほどということで、かなり高額な固定資産税が発生するというような土地であるということで認識しております。

その部分につきまして、町としては、町が持っている町有地、この場所もそうでありまして、そのほかにも多数所有地があります。その中で購入する土地もあれば、民有地を購入する場合もあれば、その町有地を売り払うというようなことで、全体的な町の資産をどういうふうの有効利用していくかということを考えながら、町の今後の事業計画といえますか、執行していかないかなければいけないということでは考えております。

そういう部分で考えますと、先ほど答弁させていただいたとおり、いろんな部分で、

町がその新庁舎にかかわらず、利便性とか機能とか、そういう部分を考えながら、町の公共施設を配置、計画していかなければいけないということで考えておりますので、1点、この場所の固定資産税額だけではなくて、町全体の中で有効に土地利用を図っていかなければいけないということで考えております。

以上であります。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

固定資産税を、今、用地、違うところを売ると言っていたけど、違うところで、今度ね、県有地を買うなんて言っていて、片方では売るんだ、片方では買うんだ。ちょっと私は、財政的に矛盾があると思いますので、ちょっと、後で整理して追及したいと思っております。

町並み形成について、ちょっとお伺いします。やはり、町をどういうふうにするかというのは、やっぱり高いところとか、そこからの町全体を見渡してやれるということが一つだと思うんです。「親」という文字がありますね。これは木の上に立ってみる。親が我が子を常に見て育てるのと同様に、町の発展、町を考えるならば、町のど真ん中で高い位置から町がにぎわい、そういったことを見ながらやるのは、やっぱり執行者として、町発展をいろいろ考えるべきだと思うんですけれども。そんなことをどうお考えかということをお聞きするところですが、時間がありませんので、意見としてちょっと申し上げます。

これだけの大事業において、議論に参加できない町民がいっぱいいるんですよ。私の提案です。町民の意見をぶつけ合って、大討論会を実施しませんか。銘打って、坂下町庁舎位置言いたい放題大討論会。現状派、移転派、どちらでもいい派が意見をぶつけ合う。日曜日1日でもいいです。あるいは半日をかけ激論を交わす。結論は出なくてもいいです。そういった意見、そういったことがある。そういったことは、やっぱり町民のいろんな意見を聞く最高の場ではないかと思いますけども、そういった、ぜひ実行していただきたいと思います。これが全員参加のまちづくりではないかと思います。選ばれた人だけの参加では、ちょっと、いろんな意見を述べたい人が、お話しできる機会を失ってしまいます。

また、今回、コミュニティセンター関係のコミセンは、いろんな、これからご意見を聞くところに、リストに入っていないですね。前回なんかは、町のマスタープランとか、そういった振興計画をやるときはコミセンが入って、そういったところにもまちづくりの話を、今回は、それがないんですね、あそこを見ると。それについてもちょっと、いかがかと思います。各地区の、やっぱり意見とか、そういったやつが出る機会がないんじゃないか。

そんなことを含めて、私は、一応、こういった坂下町庁舎言いたい放題大討論会、私が銘打ったんですけども、こういったことをぜひともやっていただきたいと思いますので、答弁をお願いしたいんですが。町がやらないときには、じゃあ誰かがやらなくちゃいけないというふうに私は思っているんです。答弁願います。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

ありがとうございます。我々も先ほど来申し上げました、広く町民の方々の意見をお聞きしたいというものについては、議員のおっしゃった内容も十分に検討しながら、いろんな機会、対面で皆さんと討論する機会、あとは、なかなか意見を言いにくい場合とか、いろいろ町民の方々にはいらっしゃると思いますので、町のホームページ、インターネット関係の部分で意見を集約できる方法があれば、そういうものも活用してみたり、あとは各コミセン単位で懇談会を開くとか、そういう部分についても広く検討しながら、今後、実施してまいりたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、5番、横山智代君、登壇願います。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）（登壇）

おはようございます。5番、日本共産党、横山智代でございます。通告により、壇上より質問いたします。

大きな震災、能登半島地震から幕を開けた令和6年となりました。また、例年になく暖冬で雪の少ない冬から春に向かう中、雪が少なくて過ごしやすく、動きやすくはありますが、今年の夏はどうなるのだろうか。水不足にならないかなど心配になります。これも気候変動によるものでしょうか。気候危機による災害の激甚化、生態系の破壊や食料危機など、多くの人たちも危機感を持っていることと思っています。また、全国の多くの地域で言われています少子高齢化など、これらの課題が山積みとなっている現状ではないでしょうか。

高齢者の福祉について。日本では長年にわたって高齢化が大きな問題となっています。平均寿命が徐々に延び、少子化が進む中、日本は急速な高齢化社会に直面しています。その結果、多くの高齢者が難聴を含む様々な健康問題に悩まされている現状です。

その一つに、聴力の低下があります。これは日常生活に大きな影響を及ぼし、他人とのコミュニケーションも難しくなります。社会的孤立、生活の質の低下にもつながります。

第1の1、高齢者補聴器補助金をぜひ検討すべきと考えるが、町の見解を伺う。

2、高齢者の聴力検査の助成を検討すべきと考えるが、町の見解を伺う。

ここお隣の湯川村でも、このたび、高齢者の補聴器補助金を検討しているという情報が入っております。また、聴力検査においては、以前にも一般質問において、町のほうに、一般健診の中に聴力検査をというような話をいたしました。そういう項目がないということで、全然取り合ってはもらえませんでした。聴力検査は、個人負担で保険が利かない。そうすると、聴力検査をするにもお金がかかってきます。

次、第2に、廃棄物減量化推進事業について伺います。

可燃ごみ、特に生ごみの排出量の削減についての現状と、今後の取組について伺います。このたび、2月6日の新聞に出ておりましたが、県が初めて実施した可燃ごみの実態調査ということが新聞に載っておりました。家庭から出た可燃ごみのうち、生ごみは33.0%で最も多かったという記事が出ております。

この生ごみについての対策については、それぞれ、もちろん各家庭、個人が気をつけながら、そして考えながら進めるべきことではあります。町としての新たな施策の一つとして、これからますます増えるであろうその生ごみについて、もっと減らしていくべき、そういう意味合いでも、町の見解を伺いたいと思います。

次に、第3、教育問題について伺います。

今、教員の長時間労働について、様々なところで問題視されております。教員不足が現在問題となっておりますが、問題の大本には、教員の長時間労働があります。そして、そのことによる最大の被害者は子供たちです。坂下町の教員の労働時間、そして教員数の実態について伺います。

次に、学校給食費の無償化について伺います。

毎回、このことについては出させていただきますが、中にはまたかというような声も聞かれております。ですが、学校給食費の無償化、福島県57市町村のうち、ついに52市町村になりました。お隣の湯川村もまた始まるそうです。またというよりも、これから始めるそうです。そして、猪苗代町でも、無償化に踏み出すという情報が入っております。ほとんどがこの会津管内で無償化のところ、美里町、会津若松市、そして坂下町、それと、あとは須賀川市。もう一つ、北塩原村がまだだったと思いますが、が残されておりますが、それに対しても、毎回同じ返答はいただいております。

ただ、これについて、毎回同じ返答の中でもあります。ただ、憲法26条において、義務教育はこれを無償とするという文言があります。これとかみ合わせた上で、町はどのようにこれをお考えなのか、その見解を伺いたいと思います。

壇上よりの質問はこれで終わります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。
再開を午前11時10分といたします。

(午前10時59分)

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。
答弁願います。

(午前11時10分)

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

5番、横山智代議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1と2についてお答えいたします。

このたび策定しました「第9期会津坂下町高齢者福祉介護保険事業計画」においても、「みんながつながる、みんなで支える共生社会」と生きがいのある、いきいき健康長寿社会の実現」を基本理念として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、各種施策に取り組むこととしております。

議員おただしのとおり、身近な人とのコミュニケーションや、地域社会との関わりを持つことは、日常生活において大変重要なものであり、高齢者の社会的孤立を防ぎ、介護予防や認知症予防にもつながるものと考えております。

しかしながら、補聴器の購入は、後期高齢者医療保険の補装具給付や、介護保険における福祉用具の対象とはなっておらず、聴力検査についても、健康診断における聴力検査では、加齢性難聴の確認まではできないため、実施していないのが現状です。

高齢者の難聴は、加齢による体力低下等と同様に、誰にでも起こり得る症状でありますので、地域全体でそれを理解し、受入れ、みんなで支え合い、共生できる地域社会や環境づくりが重要と考えますので、地域でのサロン活動や、見守り活動に重点的に取り組み、高齢者が孤立しない地域社会の構築を目指してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第2の1についてお答えいたします。

本町の令和5年度12月末現在での家庭系可燃ごみの排出量は、2,016.68トンで、前年度の同月と比較して141.75トン減少していることから、前年度実績を下回る排出量となる見込みでございます。しかしながら、目標として掲げている排出量には及ばず、さらなるごみの減量化と再資源化を図っていく必要があります。家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として、可燃ごみとして排出される古着類の無料回収事業を実施し、合計9トンの回収実績となりました。

また、廃棄物減量化推進補助金として、昨年、広報12月号で、家庭ごみの減量のご協力と併せて、コンポスト等購入補助の周知を図りました。コンポストやEMバケツ、生ごみ処理機等の購入者に対して、その購入の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び生活環境の保全を図っています。

申請件数は、今年1月末時点で12件ありました。これは前年対比で6件の増であります。家庭から出るごみの約3割を占めると言われているのは生ごみであり、そのため各家庭で生ごみを減らすことが、ごみ減量化に対して大きな効果があります。生ごみ処理容機キエーロは、身近な材料で簡単に作れ、コンポストとは違い堆肥はできませんので、堆肥の処分に困ることなく、ベランダなどでできるので、広い敷地がなくても始められることから、生ごみの削減に向けて推進してまいります。

今後も、住民、事業者、行政で目標や課題を共有しながら、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの4Rを実践し、将来に向けて私たちが暮らす環境を維持するためにも重要な取組であることから、さらなるごみ減量化と再資源化を推進し、循環社会を形成してまいります。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

私からは、ご質問の第3の1についてお答えいたします。議員おただしのとおり、公立学校における教員不足は、全国的に大きな問題となっており、様々な原因があると考えております。

まず、成り手不足の問題です。少子化の影響もあり、将来、教員を目指す学生が少なくなっております。また、病気などの理由により休む教員がおりますが、補充する教員の確保が困難な状況にあります。改善しなければならない大きな問題です。

初めに、本町の教員の時間外労働時間の実態についてお答えいたします。

坂下中学校を例に挙げますと、1月までの平均では、1人当たり月27時間となっており、4月から6月は30時間を超えていました。福島県には、月45時間を超える教員の割合を全体の3分の1以下にするという目標がありますが、坂下中学校では、月45時間を超える教員は全体の5分の1であり、県の目標を達成している状況にはありません。

次に、教員数の実態についてお答えいたします。教員は、国の基準により配置されま

すが、福島県は、独自に少人数教育を実施しており、現在小学校一、二年生及び中学校1年生には、児童生徒30人に1名、小学校3から6年及び中学校二、三年生には、児童生徒33人に1名の教員が配置され、国の基準よりも多い教員の配置になっております。

そのほかに、本町には、各学校が独自に活用できる加配の教員や、小学校の英語を担当する教員、中学校には、教員を指導・監督する主幹教諭、さらに、全ての学校に教員の事務作業の補助を行うスクールサポートスタッフなどが配置されております。

よりよい指導をするためには、教員が子供とじっくり向き合うことのできる時間を確保することが必要であると考えております。それにより、教員が子供一人一人に寄り添い、丁寧に指導することができ、教員と子供の信頼関係が増し、保護者が安心して子供を預けられる学校になるのだと認識しております。

しかし、現在、保護者との信頼関係づくりや、多様な要望に応えるための精神的な負担を抱えている教員もあり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと連携しながら、保護者との信頼関係づくりに努めております。

町としましては、福島県教育委員会で作成している「教職員多忙化解消アクションプラン」に基づき、会議の精選や業務分担の適正化、ICTの活用、部活動の地域移行などにより、今後も教員の業務時間の軽減を図ってまいります。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

私からは、ご質問の第3の2についてお答えいたします。

議員おただしの憲法第26条の解釈については、これまで様々な議論がなされてきたところでございますが、義務教育の無償化規定では、授業料の不徴収との判断が示されているところであり、副教材や給食費の賄い材料分については、保護者負担が求められているところであると認識をしております。

町としましては、昨今の物価高騰や地元食材使用のための増額分については、引き続き、町負担により支援をしてまいります。今後、政府内の議論において、「異次元の少子化対策」、「こども未来戦略方針」により、学校給食の無償化等の取組についての実態調査や、支援の具体策を検討し、方針を示すことが予定されておりますので、動向を注視してまいります。

今後も、質と量を確保し、児童生徒や保護者へ、安全・安心な学校給食を提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

ちょっと伺います。1番目の高齢者に対する補聴器の補助のことについてですが、以前、一般質問で出したときにも同じような答えが出ております。ここにあるように、介護保険における福祉用具の対象になっておらずとありますが、対象になっていないからこそ、だから、その補助を考えたらどうですかという、そういう質問なんですが。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、介護保険、そして後期高齢者の福祉用具には該当しないということでございますが、障害者総合支援法の中で、障害手帳、該当のある方については、その中で、補聴器の一部を給付しているというふうなことでございますので、もしそういうような難聴の方がおられましたら、そちらのほうを使用していただくというのがいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

先ほど来からそのお話、何かかみ合わないんですが、高齢者に対しても結局、今、とても高齢者の痴ほうとかそういったものがすごく危惧されている状態ですよ。それに対して、結局、耳がだんだん聞こえなくなってくることによって、孤立感を感じたりとか、生活面に異常をきたして、高齢者の痴ほうが進むというような現状が、今のところ、いろんなところで叫ばれています。

高齢者に対してその予防という観点から、この高齢者の補聴器、だから完全にもう難聴ですよとか、それから病氣的な判断で求める難聴の場合は、そういう保険とか、それから、いろんな制度が使われるのかもしれませんが、その前段階として、予防策として、高齢者の人に対する、その補聴器の補助を考えたらいかがですかということなんです。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今、国のほうで、聴覚障害の補正による認知症低下の予防効果を検証するというような、そのような調査を行っております。この結果が、まだ継続中というようなことでございまして、その結果が出れば、町単独というようなところではなくて、国の制度の下に、一律に、例えば補聴器の補助とか、そういうふうなことでやっていくような形に、今後、なっていければなというふうには考えております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

国とかそういうことではなくて、そういう指針が出されなければ、じゃあ何も考えられないということなんですね。

その予防という段階で、どうしてこの坂下町独自としての考えということとはできないんですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

高齢者のこの予防については、難聴だけではなくて、足腰とか、そういうようなことで、まず今回の介護保険計画の調査アンケートの中でも、外出を控えるというような、そういうようなアンケートの中で、一番多かったのが足腰の不安というようなことで、なかなか外に出られない、出たくないというようなことで、人とのコミュニケーションは取りたくないというような方が、半数以上いらっしゃいました。そういうようなことを考えて、サロンとか、難聴だけではなくて、そのときに考えてサロンの中で、そしてまた認知症サポーター養成講座の中で、そのような形で取り組んでいって、認知症予防であったり、体力増進であったり、そういうことを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

耳の聞こえが悪くなったということは、自分で少しは認識していても、なかなか人にも話せない、家族の者たちに、逆に聞こえが悪くなったんじゃないかと言われても、それに対してそうだと答える人は少ないと思うんですね。そういう話もたくさん聞きます。その聞こえがだんだん悪くなった人に対して、補聴器をつけることによって、認知症というものをある程度改善させることができるというような、そんな検査結果というか、調査も出ておりますが、それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

先ほどもちょっとお答えしましたが、国のほうで補聴器についての調査をやっておりますので、それが確かなエビデンスが出れば、それに対して補助をしていくというような形になろうかと思います。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

ですから、国のエビデンスが出てからではなく、町独自でだってそういうことだってできるんじゃないですか。国からそういう指針が出なければ、一切何もしないということですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

エビデンスも何もなく、町の施策として、なかなか進めるのは難しいというような考え方の下でございます。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

町独自で、この検査体制とかそういうことの聞き取りだってできるんじゃないでしょうか。そして、その中にいろんな、例えば検査のシートとか、そういったものも作ることもできると思いますし、恐らく保健師さんたちの間でもそれはできると思うんですね。そういうことは考えられないんですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

町の検診の一つとして、その中では、生活習慣病が検診の項目で全国一律というようなことでございますので、その中にシートなりを入れてやるというのはちょっとなかなか、今のところは考えていないというのが現状でございます。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

ですから、これからは何もほかと一緒にでなければとか、国とか県のそういった指針がなければじゃなくて、町独自で必要だという判断が出たときに、というよりも、それが生活課の中であるかどうかですけれども、町独自でそういうことを調べるということも、必要だと思いますし、そういうことをぜひ、これからも考えてほしいと思います。

逆に先ほど来、質問の中にも出しましたけれども、聴力検査を心配になって受けようと思っても、聴力検査も全て保険が利かない、自費になります。最低でやはり2,000円から聴力検査の費用がかかると出ておりますので、それに対する助成というような形で検討すれば、皆さんちょっと心配な方は、受けてみようかというような話にもなるんじゃないかと思いますが、それについてはどのようにお考えですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今現行の保険制度の中で本当に耳が聞こえないというような、検査という形ではなくて、ちゃんと専門医のほうに診察していただいて、その中で補聴器が必要であれば、

その中で補聴器をつけていただくというようなことが一番大切かと思います。
以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

ですから、ちょっと、少しずつずれているので、話が。この回答の中にもありますけれども、高齢者の難聴は、加齢による体力低下などと同様に誰にでも起こり得る症状です。そして、地域全体でそれを理解して。理解しても、難聴だけではないにしても、それによってやはりどうしても高齢化している人たちにとってみれば、どんどん体力だけではなく、耳からでもいろんなマイナス面が出てきますから、そうすると、ここの認知症の予防とか、そういったものにはちょっと遙か離れていくように思うんですね。地域全体で理解したからといって認知症に進まないとか、予防になるということにはならないと思うんですよ。理解し、受入れ、みんなで支え合い共生できると、みんなで支え合っても認知症は進みます。

ですよね。だからそれに対して、なるべくそうならないような施策として一つ有効な手段が、難聴かどうか検査を受けるとか、それからあとは聞こえにくくなった場合の補聴器の補助というのはとても有効なんじゃないかということで、今回出させていただいているんですが、それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

認知症そのほかの加齢で体力とか難聴とか、そういうのが衰えてくるというようなことを理解していただく中で人とのコミュニケーションを、この方は耳が遠いから、というようなことを認識しながらしゃべれば、その方も分かって、なるべくそのような形で接することができて、認知症なりのちょっとでもいいから抑制になるのではないかなというふうには考えております。

サロンの中でもそういったことで、皆様の理解ができるような形で進めさせていただければというふうには思っております。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

とにかく、できるだけ町独自として、その予防策とか、これだけ高齢者の難聴とか聞こえが悪くなっているという声も聞かれていますので、何か、その対策としてのチェックシートを作ってみるとか、そういう人たちに対してアドバイスとして聴力検査を受けてみたらどうですかとか、それから補聴器をつけられたらどうですかというような指導にもつながってくると思いますので、町独自の考えをやはりはっきり出してほしいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。よろしくというよりも、これからそういう方向をぜひ探っていただきたいと思います。

次に、廃棄物減量化の推進事業について伺います。

先ほど来、コンポストの購入とか、それから家のバケツで生ごみ処理機とかありますが、生ごみ処理機ですけれども、その購入申請件数、そして、いろいろ出ておりますが、これは何の申請件数ですか、12件というのは。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

こちらの件数はまず、この回答では12件となっておりますが、今現在では13件ということで、コンポストが8件で、電動生ごみ処理機が5件というようなところでございます。

以上でございます。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

コンポストを購入する場合は幾らぐらいになって、生ごみ処理機は大体幾らぐらいのものなんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

コンポストにもちょっと大きさがありますが、町の補助といたしましては、買った分

の2分の1の補助で上限が4,500円。そして電動生ごみ処理機については、同じく、その買った分の2分の1で上限が1万8,000円というようなところでございます。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

上限が生ごみ処理機の場合1万8,000円とありますが、最高額どのぐらいのものが買われているか、そのようなデータはありますか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

データは今日は持ち合わせておりませんが、ちょっと調べてみますと、電動生ごみ処理機については結構高額な部分があります。7万とか8万とか。高いものですと10万を超える部分がありますので、非常に高価なので、なかなか普及がしづらいという部分があります。1万8,000円でもちょっとなかなか追いつかない部分がありますが、そのほかについてはコンポスト、安い部分で1万円以内で買える部分がありますので、それを購入していただいて、使用していただければなというふうには思っております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

これについては町の広報などで出されてはおりますが、やはり、ほとんどというよりも、半分ぐらいの方が見ないでしまったりとか、まだまだ普及に対する、何ていうんですか、宣伝というか、そういったものがまだまだ足りないと思うんですけれども、ここにあるように、確かにコンポストと違って、生ごみ処理機の場合は乾燥されて小さくなる。だけど結局は可燃ごみになるわけですね。今その下のほうにありますけれども、毎回出てくる4R運動、これに対して現在のところ五つというのはご存じですか。

ゼロ・ウェイストというのが今、世界の中で特に欧米辺りでは、そのゼロ・ウェイストに対する、すごく進んでいます。このゼロ・ウェイストというのは、ごみを出さない

シンプルな暮らしということで、中には本も出ておまして、ゼロ・ウェイスト・ホームという。この中にもう一つ加わるのは、まずロット、堆肥化というのが加わって、ゼロ・ウェイストになります。

毎回その広報に出てくる、毎回というか、広報に出てくる4Rですけれども、これに対する説明がもっと分かりやすい言葉を使えばいいんじゃないかと思うんです。4Rに対して町の広報なんかに出される場合、例えば、リフューズの場合だと、発生回避というような形で出ておりますが、これだったらリフューズだったらまず断る。だから必要のないものは断るということですよね。それから、リデュースの場合、今度は排出抑制なんて出ていますが、リデュースだったら、単なる減らす。そして、リユースの場合は再利用、それでも分かりますけど、ほかの方にだったら繰り返し使うとか、リサイクルはもちろん再資源化とか資源化でいいんですけれども、そこに今、欧米で中心になっているのはロット、堆肥化です。

そうすると先ほど来の町の回答から出てきた生ごみ処理機については、堆肥の処分、これに困ることがないと。そういうことではなくて、ゼロ・ウェイストに今度のつとれば、それを堆肥化したものをさらに活用して、これが本当の循環型になるんじゃないでしょうか。それなのに、先ほどのあれでは、堆肥の処分に困ることはありませんが、それでいながら、循環型社会を形成してまいりますとあります。ですけど、このロット、堆肥化が出てきて、それを回すことによって初めて循環が立つというような形に言えるんじゃないかと思うんですけど、それはどういうふうに考えますか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

コンポストなり電動生ごみ処理機なりについては、それこそ電動生ごみ処理が乾燥であつたり、そして、それが堆肥になったりするわけで、それをまた例えば家庭菜園で使っていたりということで回していただくようなことになろうかと思います。

そして、回答の中で、この生ごみ処理機のキエーロというようなことで堆肥にならないというようなことでご回答いたしましたが、例えば町内の方ですと、それを今度例えば畑がない方が多いわけですから、それを処分するのにも困るというようなことであれば、それを、これは簡単なことでできますので、例えば化粧箱に黒土を入れていただいて、そこにある程度生ごみを入れていただければ、それを微生物が分解して、単なる土、別に堆肥にならないで、そのまま分解されるというようなことで、ずっと長く使っていただけるというようなことでございます。

これについては今回、来年度から町としてもモニター事業として、何名かの方を募集して、その実施、結果を広報等で公表して、そして、それを進めていければなというふうに思っております。金額もそれほどかかりませんので、そういったことと併せて、

コンポストとかの堆肥化と、そしてこのキエーロの生ごみ処理の堆肥が出ないやつというのを合わせた形で進めていければなというふうには思っております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

言葉や文字で並べるだけでは減量化も進みませんし、以前にも申し上げたように、モニター制のような形で募って、実験的にいろんなことを進めるということは、やっぱり必要なことだと思うんですね。そして、ここのところ、古着の回収とか、いろんなこともなされていますが、古着の回収についてですけれども、この古着の回収、合計で9トンというふうになっていますが、古着の回収、前にも申し上げましたが、その回収先をきちんと把握しなければ、逆に今、世界中でその第三国とか、そういったところに対しての古着の持込みとか、かえってそういうところがどんどん積み重ねられて、逆に弊害になっているような現状も聞かれておりますので、それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

昨年ですね、昨年というか、令和5年度では3回の古着の回収を行ってご回答を申し上げた9トンという形で実績を上げておりますが、その先の部分についてでございます。

そしていろいろ調べてみますと、議員おっしゃるとおり、例えばアフリカのほうでは古着のごみの山があったりというようなことで、そして、この部分を業者に聞きますと、こちらについては東南アジア等のほうに輸出をするというふうなところでございます。その先がどうなっているのかというところまで、まだ把握しておりませんので、そういうところも含めて今後研究して、そういうふうなごみの二重ごみというふうにならないような形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

とても必要なことだと思いますし、せっかく皆さんというよりも、古着を出される方は逆に家庭内のごみのリサイクルというよりも、不必要になったものを出すのにちょうどいいぐらいの感覚で出される方も多いので、本当にそれがいろんな形で、ただ単に各家庭の中の整理、そして、そういったものという扱いになってしまうのもちょっと残念な気もするんですが、そういったことをきちんとその先のことまでやはり見据えて、坂下町から出したものがほかのところで山積みになって、ほかの環境を破壊するような、そういった事態にならないような取組というのはとても必要だと思いますし、これからもそういったことを、できるだけ新しい情報を皆さんに提供するだけではなく、分かりやすく、やはり説明するということが必要なんじゃないかと思います。

以前にもお話ししましたように、例えばおむつ、もう使用済みのおむつのリサイクルということが、いろんなところで進められておりますので、そういったこともほかのところに倣ってじゃなくて、先駆けて情報を得たものをやはり取り入れてということの考えはないんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今おむつの部分が出ましたが、前回もちょっとご回答を差し上げましたが、そういう部分についても、今現在研究しながら、どのような形が一番いいのかというような部分も含めて調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎ 5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎ 5 番（横山智代君）

ほかの町村がやっているからやるのではなく、町独自で、特に坂下町はこういうところに優れていて、そして率先してこういう事業が進められているというような、そういったものが聞かれるようなことが、ぜひ望ましい形としてあるのではないかということを考えておりますので、これからもできるだけ分かりやすい言葉で、例えば、先ほどお話ししましたように 4 R 事業についても、やはり分かりにくい言葉ではなくて、最初のそのリフューズが皆さん、なかなか分からなかったと思います。だからそれは断る、要らないものは無理に頂かない、断るということも必要ですよというような形で、やはり分かりやすい言葉で皆さんにお伝えして、そして実践していくというような形をぜひ考

えてほしいと思います。

次に、教育課の問題について伺います。

先ほど来、成り手不足の問題とか少子化の影響とか、盛んに、それはもういろんなところで叫ばれておりますし、私の孫なんかも最初は教員にというような話だったんですが、どういうわけか、途中でそれこそドロップアウトではないにしても、教員ではなく別の道に進みたいという、あれだけ教員になりたいと言ったのがどういうことかと思ったときに、やはりいろんなところで教育実習、そういったものに関わったときに、昔と違って私自身も考えますが、教職員と児童生徒との関わり合い、それが限られた時間の中でやはり少なくなっていると思うんです。

それで、私の孫の場合は、自分が育った学校時代のとき、特に低学年のときには、教職員と先生と一緒にいろんなことを経験するというか、今よりももっと時間があつたと思うんですね。それは自分の考えていた中で、結局実習の中で、考えていたものとちょっとやはり隔たりができたんじゃないかと思います。

確かにやっていくことは大変ですし、ましてや昔と同じだと思うんですが、結局週案をつくったりとか、いろんな形でもう週案をつくるだけでもやはり大変ですよ。だからそういった中で、やはりもっと時間は限られているんでしょうけれども、やはり子供と、それから教職員との持てる、関われる時間数というのは、もう少し増やすこと、そして関わり合いを持つことというのはできないものなのでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

いろいろとご心配いただき大変ありがとうございます。

教員を、若い頃、ああいう先生に憧れて自分も先生になりたいなというのが途中で、いろんな生き方の中で変わってしまうということは往々にしてありがちなんですが、ただ、やはり今の現場を見てみますと、やっぱり忙しいんですよ。いろんな、どの仕事もそうなんですが、忙しいところを、やっぱり自分たちで工夫をして何とか時間を生み出して、子供たちと触れ合う仕事ですので、そして子供たちの笑顔であつたり、頑張った姿であつたり、成長が次の仕事へのエネルギーになっていく仕事ですので、そういうところを何とか学校全体で、そういう風土をつくっていかないと、多忙化、または疲労感、負担感という中で、学級担任をしながら子供と向き合っていくということは、大変容易じゃないなというふうに思っています。

そういう意味でも、自分が教師を目指した頃の気持ちにいつも立ち返って、そして1人で悩みを抱えないで、みんなで共有しながら仕事を、子供たちに向き合っていないと、なかなか疲れ果ててしまう、そういう教員が多いという現状ですので、十分学校全体で、1人で抱えないで、みんなで工夫しながら、子供たちに向き合うような指導をし

ていきたいなと考えております。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

やはり今疲れている教職員が大変多くなっているというのも、すごく危惧されます。

そんな中で、この会津坂下町の子供たちがやはり笑顔にあふれて、輝きながら本当にこの坂下町の学校で、お勉強ができて、ここで卒業できてよかった、そういう思いを持って、思っている子は必ずまた坂下町に住みたいというような、そんな形になるんじゃないかなと私は思っているんですが、だからそうすると、今度保護者との関係もやはり今は昔と全然違って、雲泥の差だとは思うんですね。

それで、だからそういう中で、やはり子供たちを第一に考えて、あくまでも子供たちが主人公ですので、その子供たちが輝けるような教育を目指すというような、そういう学校に、この地域になっていけるような指導をぜひ、難しいのは分かります。あくまでもここだけではなく自治体だけではなくて、県とか、それから国にも、もちろんいろんな形でありますので、国、県から言われる以外に、やはりこの町独自でできることという、それをぜひ考えていただいて、本当にここの子供たちがすばらしい学校教育だと言われるようなものを望んで止みません。

そこで、次なんですけど、毎回お伺いしております。学校給食の問題です。

私が考えていたようなお答えをいつもありがとうございます。ありがとうございますと言っちゃいけないと言われたんですね。そうですね、義務教育はこれを無償とするという中に、結局食育の観点という形で、これに含まれるのではないかというふうにも思われます。

2020年の新型コロナウイルス感染症が流行した際の一斉休校のときに、子供たちの食生活というものが可視化されたんじゃないかと思われれます。学校給食の重要性を考える契機となって、さらに、そうなりながらもその後にこの物価の高騰がやっぱり家計を直撃しています。経済的に厳しい家庭の子供はもちろんですけども、経済的に余裕があっても、決してそんな裕福な家庭であっても、逆に今度保護者が多忙化して、1日3食を食べることが難しいとか、朝からもう親が忙しいからといって、菓子パンだけで済ませたり、逆に今度は朝の食事を抜いたりとか、だから困難だというだけじゃなくて、そういった中で今度親の多忙化もあって、それがとても子供たちの食生活に影響を及ぼしているのではないかなと思うんです。

食を各家庭の自己責任にしてしまうのではなくて、せめて1日1食、学校給食は本当に限られた材料であったとしても、子供たちに必要なエネルギー、栄養素、それを考えて取り組み、そして使われているものだと思いますので、せめて1日1食だけでも、全ての子供たちが平等に、そして栄養バランスの整ったものを食べること、これが公的に

保障することなのではないかという観点で、毎回質問に立たせていただいております。
そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

ありがとうございます。横山議員がおっしゃることも至極ごもっともなことと思いますが、先ほどから食育の観点とか、あとは質と量のお話も出ました。例えば食育の関係で言えば、やはり食育というのは、子供が食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食生活を実践できることを目指して、学校給食を活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等においても、そういう指導といえますか、様々な観点から行っているところです。

学校からも家庭に向けて朝食の関係であるとか、食生活の関係に向けて正しい、子供にとって望ましい食事、食生活の内容なんかも、定期的にお知らせしているようなところもありますので、そういうところを活用しながら、行政の責任の中で進めていくということになるかと思います。

やはり行政の責任としては、第一にはやはり、何度も申し上げましたとおり、質と量をまず確保すると。この物価高騰の折りで様々ご苦労なされている市町村もあるかと思いますが、町としては、質と量をまずしっかりと確保して、児童生徒はもちろんですが、保護者から安心していただけるような給食を提供していくということが一番だというふうに考えておりますので、そのことを前提に進めながらも、今、国では大きな中で、給食費に関しては無償化の調査をしつつ、何らかの支援をしていくという前向きな検討もなされているところではありますから、その辺を併せて、町としての対応を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

最後に一言すみません。国の試算、それからいろんなところの各自治体の試算によると、大体自治体では1%から2%程度で無償化ができるということなので、ぜひそのことも考えていただいて、国の予算で言えば4,400億、0.3%程度になるそうです。

これで終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、横山智代君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、2番、蓮沼文明君、登壇願います。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

2番、蓮沼文明でございます。通告順に従いまして、一般質問をいたします。

本日は時間も迫っておりますので、前置きを省略させていただきまして、早速一般質問に入らせていただきます。

まず、第1の質問として、障がい等福祉事業についておたじいたします。

第1の1として、市町村社会福祉協議会については、「高齢者及び障がい者の在宅生活を支援するために多様なニーズに対応する地域の福祉活動の拠点である」とされております。新年度、町は社会福祉協議会を通し、積極的な姿勢における障がい者福祉事業に関する委託計画をお持ちなのか、また、その内容についてお伺いいたします。

次に、第1の2として、昨年発行された町の防災マップをさらに障がい者の方々に使用しやすく、特化した形での「要配慮者防災の手引き」作成での現時点における進捗状況についてお伺いいたします。

次に、第1の3として、障がい者福祉サービス事業所等の「福祉事業所」設立等に関する町の助成・支援等をお伺いいたします。

続きまして、第2の質問として、町の活性化における重要な商工業の振興についておたじいたします。

まず、第2の1として、当町の直近3年間における町内事業所の数及び法人税額に係る増減の推移についてお尋ねいたします。

次に、第2の2として、その利活用が問題となっております町内の使用されていない「空き工場」等の実態と今後の取組計画等についてお伺いいたします。

次に、第2の3として、新年度に予定されております「工場誘致補助金対象の拡充」事業についての具体的内容をお伺いいたします。

最後に、第3の質問として、住民の憩いの場である都市公園施設整備促進事業について、おたじいたします。

まず、第3の1として、SDGsの観点からも現在導入が進められております、ばんげひがし公園における安全かつ安心な「インクルーシブ遊具」新規設置に係る現在における進捗状況をお伺いいたします。

次に、第3の2として、ネーミングライツ制度のスポンサー企業は、「BMI鶴沼球場」以降増えているのでしょうか。また、ばんげひがし公園と鶴沼緑地公園の二つの都市公園において、坂下町のみんなの公園としてさらに愛着を持ってもらうためにも、思い出の記念プレートの公園ベンチなど導入、今後の個人からの募集案等について、町の見解等をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、第3の3として、ばんげひがし公園鶴沼野球場のバックスクリーンは共用化し、使用開始から既に30年以上が経過しております。外観も本来の色が抜け、内部も腐食等の経年劣化、老朽化が進む中での安全対策について、大丈夫なのか、また、現行の手動での得点操作盤、現在では一般的になりつつある電光掲示板方式へ、その移行について、今後の町の計画についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時00分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

2番、蓮沼文明議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類となり、経済活動もコロナ禍以前に戻りつつありますが、原油・原材料費高騰等の影響により、商工業者には依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、町の商工業振興を図るため、企業誘致の促進や既存企業への支援は、有効な手段であると認識しております。

それでは、1についてお答えいたします。

町内の事業所数につきましては、柳田地区の開発による新規出店や農地集積による農業法人化などにより増加した一方で、業績不振や後継者不足による廃業も増えております。

具体的には、令和2年度は414件、令和3年度は416件、令和4年度は420件となっており、3年間に6件増加いたしました。法人町民税額についても3年間で1,085万円増加し、令和4年度には8,238万円となっております。法人町民税や固定資産税につきましては、企業誘致や既存企業への支援による効果の一つであると考えており、貴重な自主財源であると認識しております。

次に、2についてお答えいたします。

町には、国道49号線沿いを中心に「空き工場」が点在しております。これまでは、主に町内の企業による空き工場の利活用が多く、町外、県外の企業からの新たな進出や移転等に関する問合せはございませんでした。

しかしながら、近年、円安等の影響により、海外から国内へ生産機能を移す動きが全国的に活発化しているとの情報があります。さらには、運送業における2024年問題もあり、企業においては、すぐに利用できる「空き工場」に対する需要が高まってきていると感じております。本町におきましても、今年度に入り、町外、県外からの相談が4件ございました。

このような需要の高まりに対応するため、国・県も市町村との連携強化を求めており、町といたしましても、空き工場等の物件について再調査を実施し、企業誘致につながる情報提供に努めてまいります。

次に、3についてお答えいたします。

町では、工場等を新設・増築・移転する企業に対し、会津坂下町工場誘致条例に基づく「工場立地奨励金」を交付しております。これは、固定資産税納付年額の相当額を5年間にわたり交付するものです。

現在、工場立地奨励金の交付要件の緩和と対象業種の拡充を図るため、令和6年第2回定例会への条例改正案の上程に向けて準備を進めているところであります。

改正の主な内容としましては、一つ目は、全ての業種において統一した面積要件であったものを、業種の実態に即した面積要件とするものであり、二つ目は、対象業種にホテルなどの「宿泊業」を追加するものであります。町の支援策の拡充を図り、新規誘致の促進と、既存企業の町外への流出防止につなげてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第1の1と3についてお答えいたします。

初めに、第1の1についてお答えいたします。

現在、本町における障がい福祉の課題として、障がいのある方の理解の促進を図る必要があると考えております。

今年度、県の事業である「ふくしま共生サポーター養成講座」を活用し、共生サポーターの登録による、理解の促進を進めてまいりましたが、今般、地域への浸透を加速させるため、社会福祉協議会と協力した取組を予定しております。

社会福祉協議会の職員も養成講座を受講し、7名が共生サポーターの講師として登録をしております。

社会福祉協議会の職員が講師となり、民生・児童委員や、各種ボランティア団体、及び地区コミュニティセンターやサロン等を通じて、養成講座を開催し、各地域にサポーターがいることで、障がいに対する理解を、一部の方だけでなく、町全体に広げていきたいと考えております。

社会福祉協議会との連携を図り、障がいに対する理解を広め、障がいがある方も、そうでない方も、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、第1の3についてお答えいたします。

現在、本町にある福祉作業所は、就労継続支援B型の事業所が2か所ございますが、会津若松市をはじめとする町外の事業所に通われている方もいらっしゃいます。そういった方々が町外まで通わずに、地元で設置された事業所に通えるという選択肢が増えることは、大変望ましいと考えております。

障がい福祉事業所の設置につきましては、制度上、県の指定となるため、設置に関する補助金も県の事業として実施されておりますが、障害者総合支援法の改正により、令和6年度から、市町村が「障がい福祉計画」や「障がい児福祉計画」に基づき、福祉サービス等に係る事業所設置の指定について、意見を申し出ることによって、市町村のニーズを県の指定の判断に反映することができるようになります。

今後、事業所が設置される際には、本町の意見が県の指定の判断に反映されるよう十分に協議を行っていくとともに、事業者への補助金の制度の情報提供、及び事業所の設置場所として利用可能な空き家や空き店舗の情報提供を行い、住み慣れた地域で自分らしく生活ができる社会の実現のため、新たな事業所の設置に向けた支援を行ってまいります。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1の2についてお答えいたします。

障がい者等を対象とした要配慮者用防災の手引きにつきましては、その作成に当たり、令和5年6月に「みんないっしょ親の会」の方々との懇談会を開催し、手引きの様式やその内容等についてご意見をいただくことにより作業を開始しました。

また、今回作成します要配慮者用防災の手引きは、障がい者の方々みならず高齢者や介助が必要な方々にも対応できるものとするため、令和6年1月に各介護事業所の担当者が参集する「ケアマネージャー連絡会」においてご意見をいただいたところであり、現在取りまとめ作業を行っております。さらに、令和5年9月に金上老人クラブでの懇談会をはじめ、令和6年3月に開催予定の老人クラブ連合会にお邪魔をし、高齢者目線からの意見等をいただく予定であります。

この間、福島県県議会議員一般選挙の「わかりやすい選挙広報」の作業等により中断しておりました「みんないっしょ親の会」の方々との懇談会を令和6年3月14日に開催する予定であります。

議員おただしのとおり、当初予定より作業が遅延しておりますが、皆様からいただきました要望等を反映させた原案を作成し、再度話合いの場を設け、災害時に役立つ「要配慮者用防災の手引き」を6月をめどに作成してまいります。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、ご質問の第3についてお答えいたします。

初めに、1についてお答えいたします。

昨年8月に、ばんげひがし公園の遊具広場に設置してありましたスプリング遊具2基が老朽化したため、2基ともインクルーシブ遊具に更新したところであります。

また、複数の滑り台や車椅子でも遊びやすいパネル遊具などを備えた複合遊具1基についても、今年度末の設置に向けて順調に工事が進んでいるところであります。

今後も、年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが利用できる、また、誰もが笑顔になれる魅力的な都市公園として、安全安心を最優先に、既存遊具の更新を計画的に進めてまいります。

次に、2についてお答えいたします。

ネーミングライツにつきましては、現在までBMI鶴沼球場の1件であり、新たな募集は実施しておりませんでした。

今後は、ばんげひがし公園をはじめとする都市公園、駅の跨線橋など、また、建設課所管以外の施設についても順次公募を進め、財源の確保や施設整備などに役立ててまいります。

なお、会津坂下町ネーミングライツ事業実施要綱においては個人の方も対象としておりますので、議員ご提案の「ネームプレート入り公園ベンチ」については、公園整備に関するアンケートの結果を踏まえ、日よけ、テーブル、ベンチなどの休憩施設を望む声も多数寄せられているため、施設の整備に合わせ積極的に公募してまいります。

次に、3についてお答えいたします。

BMI鶴沼球場については、平成3年度の開設以降、30年以上が経過しておりますが、議員ご指摘のバックスクリーンについては大規模な修繕等は実施しておらず、年々老朽化が進行していることは承知しております。

更新には、多額の費用が必要となりますので、当面の間は、町の公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく長寿命化対策の中で、必要な安全対策を講じてまいります。

将来的には、ネーミングライツ事業やクラウドファンディングを活用するなど、財源

の確保を図りながら、電光表示板など時代に合ったバックスクリーンとなるよう対応を進めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いいたします。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

では、第1の質問の障がい者福祉事業、ここから順を追って再質問いたします。

まず、障がい者を含む地域の福祉活動の拠点であるとされる社会福祉協議会、この委託事業については、昨年9月の第3回定例会において、生活課長の答弁において、現在障がい者福祉に関しての事業委託はしていないが、当町においても、近年障がい者事業の必要性が高まってきていることから、今後、他市町村の取組事例を参考にしながら、障がい者福祉に関する事業実施について、町、社会福祉協議会と連携し、早急に協議してまいります、との答弁でした。

その際、早急に行った社会福祉協議会との協議内容とその結果についてお伺いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

令和6年度のこの委託ということでございますが、委託契約という形ではなくて、社会福祉協議会と協議してまいりまして、答弁にもありますように、まず会津坂下町の障がい者に係る理解がまだまだ足りないというようなところもございます。

先日、障がい者の方の講演会に参加させていただきました。そして、その中で、アンケートを拝借する機会がございましたので、ちょっとアンケートを見させていただいた中で、やはり障がいに対する理解がまだまだであったとか、または、こういう生の当事者の声を聞く機会がなくて、今回聞けてよかったとか、そういった声が多数ありました。

それを踏まえて、町としても、社会福祉協議会のほうに委託という形ではなくて、社会福祉協議会が独自で共生サポーターの取組をしていただいて、会津坂下町の1人でも多くの方が、障がい者、障がいを理解していただくような形で進めていただければなということで、社会福祉協議会とお話をさせていただいたところで、令和6年度についてはそのような形で進めていくというようなことでございます。

以上でございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

理解は当然必要なんですけども、そこからどう先に向かって進められるかという、この地点、これが非常に大事になってこようかと思います。

毎回社協と一緒にやったという部分でお話しされるんですけども、町行政のほうで社会福祉協議会、様々な事業があります。坂下だけではありません。全国にあります。町外の社会福祉協議会、この活動事業、事業活動の内容、こういった障がい者部分において事業を行っているか、そういった旨、調査研究されたことはありますか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

例えば、隣町の会津若松市であれば、カムカムということで、若松市が委託をして、相談事業とか、社協さんだけではなくて、そのほかの福祉事務所さんが入ってそういった形でやっているというような相談もそうですし、そして、その障がい者の方のケアプラン、その作成等も行っているというようなことを聞いております。

坂下町の社協さんにしてみれば、大変、そこまで行かなくても相談はでっかい看板じゃなくても、相談はやっている。そして先ほども言いましたように、理解促進を図っていきたいというのが今のところでございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

私たち、会津坂下町においては、やはり会津西部の中核ということで、私は坂下が中心となって、会津西部においては、確固たるやっぱり位置を築いていただきたい。障がい者事業においても、そのようにお願いしたいんですよ。

やっぱり先進地については、非常に坂下は遅れている部分も多々ありますので、最初はまねから入ってもいいと思います。そこから内容を充実させて、先進的な部分で進めていけばいいと思うんですよ。ただ、まずは本当に動かないと、理想とか、自治体調査とか、そういった部分において話し合っている、事業展開が図られていかないんで、ぜひとも形ある事業展開をお願いしたい。

それで、先ほどの社協との障がい者ボランティア支援事業、私、前回も言いましたけども、こういった部分も非常に大事な部分の一端でありますので、ぜひ社協との話合いの中でも入れていただきたい。

私もここで、議会の中で一般質問、ただ単にしゃべっているわけじゃなくて、いろんなところを調査して、やっぱり坂下に合ったような内容について申し上げているわけですから、ぜひともここで聞いて終わるんじゃないくて、いろんな研究調査を並行して行って、ほかの町より進んだような障がい者事業、これを行っていただきたい。

それと、早急に協議してまいりますとか、また早急に検討、対応してまいりますとか、前向きに取り組んでまいります、こういった答弁の締めで終わるだけではなくて、その言葉にはそれだけの重みがあると私は思います。ですから、定例会で委員会の一般質問に対して、その言葉で締めくくるのであれば、真剣にその言葉どおりに、ぜひ実施していただくことを切にお願いします。

それでは次に、もう一つあります。ごめんなさい。よろしいでしょうか。

先ほどの県の条例が変わる、そういった部分において、坂下においては、非常に若松方面、答弁の中にもあったように、通っている方も多いわけですね。それもやはり会津西部、こちらのほうのエリアでは、やっぱり私は坂下が中心になって、坂下のやっぱり施設があれば、本当に皆さん喜ぶと思います。

逆になれば、やはり不便を感じる。そういった部分は確かだと思います。ですからわざわざ若松に通うんじゃないくて、会津西部の中核として、坂下がその起点となっていたきたい、これを最後に申し上げたい。よろしくお願いします。

では次に、要配慮者の防災マップ、防災の手引きですね、今回。についてであります。が、昨年の防災マップからさらに障がい者関係各位対象に使用しやすい、特化した内容であると考えます。

特定の避難場所、例えば福祉避難所、そして車椅子の誘導、文字の大きさやルビ、そして点字、トイレの有無、要支援の内容、内容別、これについて、事前に使用する側で不安があり、心配な部分でもあろうかと思いますが、今回のそういった部分についての配慮が多々あると思いますので、その点についてご説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

まず、この手引きの作成につきましては、様々な理由から遅延してしまっております。これを必要とされる方々に対して不安な思い、不便な思いをさせてしまっていることについては大変申し訳なく思っております。今後この作業は加速をし、進めてまいりたいというふうに考えております。

今まで様々な視点からご意見をいただいたところでありますが、その中で不足してい

る部分については様々ございますが、共通する意見としては、まず、携帯しやすいことが挙げられてございます。また高齢者の方々につきましては、文字を大きくしてほしいであったり、イラストを入れまして分かりやすくしてほしい等々のご意見もありました。

また、こういうときにはどこを見ればいいのかということで、インデックスをつけまして、色別にして分かりやすく示していくという等々がございます。様々な災害に対する必要な情報を分かりやすく提示するような工夫は、ふんだんにしていきたいというふうに考えてございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

それでは、3番目の障がい者福祉サービス事業所、この福祉事業所についてです。

当町においても障がい者の方の就労、これは今後非常に重要になってくるものと考えております。SDGsの理念においても2030年までに、若者や障がい者を含む全ての在住の完全かつ生産的な雇用及び働き方、人間らしい仕事並びに同一化価値の労働については、同一賃金を達成するといった障がい者雇用は、このSDGsの8番目に該当しております。

当町の障がい者雇用についての見解について伺います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議員おただしのとおり、障がいのある方もない方も平等に合理的配慮の下で就業をするというのが一番かと思います。

また、ちょっと話が戻りますが、この間の講演会の中で、ある事業所の方が、新しく事業所を設置したいといったときに、その地域の方々が反対されて、なかなかできなかったというようなこともございます。そうすると障がい者の方もなかなかそういう、雇用の場に勤めることができないというようなこともありますので、そういったことのないように、地域の理解促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

あと先ほどの答弁にあったとおり、就業継続支援 B 型作業所、当町には 2 か所あるということで、これについては町の運営的な助成そして委託作業、例えば軽易な作業においての委託関係、そういった支援については、ひとつ支援と私、呼ばさせていただきますけども、そういった町からの作業の発注はあるんでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

二つあるうちの一つでございますが、それについては高齢者のごみ回収を委託しているところでございます。それが火水木というようなことで、運転手の事業所の職員の方とそこに就労している方、2 人でセットという形で火曜日から、火水木という形で取り組んでいるというようなところでございます。

以上でございます。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

これ今後いろんな方々、これから作業所関係、ぜひとも、先ほども私申し上げたとおり、会津西部にはなくてはならないと考えておりますので、そういった際において、やはりいろんな町、行政からの軽易な、そういった簡単な、非常に重いような仕事じゃなくて、例えば、ほかの市町村だと封入れ作業とか、調査研究してもらおうと分かります。いろんなあれがあるんですよ。そういった部分において、前もって準備していただきたい部分と、やはりそういった作業は、作業所において強い励みともなりますので、ぜひともそういった方向に向けて下準備はしていただきたい、そのように思います。

今後、新たな作業所を置く際、空き店舗の紹介等も先ほど言葉にありました。こういった部分について、今先んじて考えておられるような構想があればお伺いをしたいと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

どことこの場所というところではなくて、どこに行っても素直に受け入れてもらえるような、そういった場所で理解していただくような形で、設置の支援ですか、そういうものを町として支援していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

やはり行政の力というのは大きいと思うんですよ。実際、今作業所をつくる人間だけで行ってもね、先ほどお話があったとおり、地域周辺、そういった部分のいろんな意見も出るかもしれない。ひょっとしたら。ただ、やはり町として、こういった部分で福祉作業所、そういった作業所関係、理解を含めて進めていくんだというのであれば、やはり住民の考え方も違ってこようかと思えますし、理解も得やすいと思えます。そういった部分で、積極的にお願いしたいと思えます。

では、よろしいでしょうか。次に第2の質問、町工業の振興についての再質問に移ります。

まず先ほど説明があったとおり、49号線沿い、空き工場、そして、今すぐにでも利用できるような空き工場に対する需要が深まっているということで、まず49号線を中心に、今現在の町の空き工場の数、そして今すぐ利用できる工場の数の、今把握はできますでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

49号線沿線を中心というようなことで答弁させていただきましたけれども、そのほかにも点在しているという表現をさせていただきましたが、その後に再調査などを行って、正確かつ相手様が求めるような情報を適時、適切に出していけたらと、そういうのが町の一つの、企業誘致等々に関する支援策だろうというような認識の下から、ということをお答えしましたのも、現在、これまでの経過の中で、その辺が非常に曖昧な形で、通常の日常生活から入ってくるような、うわさ話の延長みたいな形での情報、そんなものも多々ございますので、私どもとしましては、今回様々なところから問合せに答える中で、その辺がある程度正確なものをつかんでいながら、即時こういったところがありますよ、こういうところも考えられるんじゃないでしょうかというようなご相談をお受

けができるということが非常に大切だというふうに痛感いたしましたので、来年度の取組になろうと思いますが、その辺の再調査の上、正確な情報の収集、整理というものに努めてまいりたいということでございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

あと、利活用に向けた具体的なプランとか、町の今後の取組計画の中身について、もう少し何か、今先ほどの言葉以上にお考えがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

これまでも、先ほど申し上げたとおり、申し訳ないですがお恥ずかしながら、正確な情報の整理等々が十分でなかったというようなことから、それを土台にしての具体的な取組というものが、なかなか明確なプランが立てられなかったということ、背景が、まず、ございます。そういったことも含めまして、間違いのない調査、そして情報の上に立って、さらには企業様、様々なところに回ってまいりたいと考えております。

例えば町に出先があるところの本社にお邪魔してお話を伺うとかというようなことで、企業様がどのようなことを今、求めているのか、そういった業界でどういうことが今トレンドなり、求められているのかというものをつかみながら、じゃあ、町として、どのような何ですか、支援策といいますか、ことができるのかということを十分に検討して、計画していきたいというふうに考えております。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

それと条例改正案の、この中で、業種の実態に即した面積、二つ目については、対象業種にホテル等の宿泊業追加という部分がありました。これについては、まず具体的にホテルと出ているので、ホテル等の問合せとか、申入れとか、そういったお話があるのであれば、お伺いしたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

ホテルなどの宿泊業につきましては、一応、とある情報提供協力者の方のおつなぎをいただきまして、企業とのやり取りを1社させていただいている経過がございます。

ただし、やはり本町でのマーケティングですとか、専門的な分析、そういったものを実施しなければならないというような情報も得ておりまして、いまだその何ですか、可能性なりにはまだ言及できない状況ではございますが、決して全く可能性がないというような回答を得ているわけではございませんので、私どもといたしましても、寄り添いながら支援すべきところは支援しながら、何とか誘致できればというふうに努めてまいりたいと考えております。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

従来から、もう何十年も前から、坂下においては、当町においては、宿泊関係が弱い、実際、本当にしっかり泊まれるところはなかなかないという部分でお話もありますので、ぜひとも可能な限り進めていただきたいと思いますし、併せて工場誘致はなかなかこれ大変だと思います、実際のところ。

それで、やっぱり商業施設とか、介護施設、こういったお話があれば、ぜひとも若者の就業場所の確保、そして先ほどの法人税とも様々な部分で町にはメリットが出てきますので、業種を問わず、坂下に入ってきてほしいという部分があるのであれば、私は進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

おっしゃるとおりでございます、こちらといたしましては、業種を選定、そういったことは一切ございません。今回の制度の改正につきましても、やはり業種によりまして、そんなに広い敷地は要らなかったり、そんなに大きな建物は要らないという業種もございます。ところが、これまでは画一的な何百平米以上とかというような決めの中で運用していた経過があるものですから、そういった意味で、実態に即した要件を付して、

活用しやすい制度にしていこうという趣旨でございます。

ちなみになんですが、先ほど4件ほど問合せがあったというふうに申し上げましたけれども、そのうち2件につきましては、やはり運送業の2024年問題を背景に、運送業関係、中継地点が欲しいんだというような中身で問合せがございました。

それから、大手の建設会社さんなんかからもお話をいただきました。ただ、これは県の企業立地課さんが取りまとめとなって全県に情報を聞いたような経過があるようでございまして、なかなか可能性は薄いかな、何ていうことで分析しておりました。

4点目ですが、今、介護施設というお言葉も出ましたけれども、とある介護業者さんから、老人介護施設を中心にどこかいい場所がないだろうかというようなご相談もお受けして、対応させていただいたというような経過でございます。

これからもこのような問合せに丁寧に対応しながら、またこちらからもどんどん発信しながら、1件でも2件でも実現しますように努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

それでは、最後に第3の都市公園施設の整備促進について再質問に移ります。

まず本年度末、要するに来月3月中において、インクルーシブ遊具が設置されるということでしたので、もう3月後半に入りますと、小中学生、もう小学生らが利用できる状態で迎えることができるのか、お伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

複合遊具につきましては、今の工事発注前予定で年度末の完了を見込んでおりました。しかしながら、ご承知のとおり、降雪が少ないというような中で、工事も想定より順調に進んでおります。遊具本体も近々もう入るということで、先週、基礎となる床堀検査等々も実施してございますから、遅くとも3月中旬、春休み前までには設置ができるものと考えてございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

それと併せてインクルーシブ遊具、その意味と重要性、これについては、遊具のそばにプレート、インクルーシブ遊具とはとか、そういった部分で、一つ表示することも都市公園の要素一つとして大事かと考えますが、町の見解をお願いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

既に8月に設置をしました遊具につきましては、その隣に遊具の案内板というものを設置してございますし、今ほど答えさせていただきました複合施設、遊具についても、当然その近くに遊び方であるとか、その遊具の紹介の案内板については設置予定であります。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

それと思い出の記念ネームプレートの公園ベンチ、これについてです。

現在、全国の多くの都市公園で採用されておりますが、当町においては、会津西部で最大級のばんげひがし公園と鶴沼緑地公園、この二つの都市公園がございます。30年以上の歴史の中で公園利用者においても、様々ないろいろな思い出も数多く刻まれている公園でもあります。近年満開時の桜並木、鶴沼緑地においては非常に見応えもあります。

一人一人やはり子供の出生、入学、卒業、いろんな大会での優勝、結婚とか、人生の様々な節目の記念に、思い出の記念プレート、これを刻んだ公園ベンチを当町において金銭で寄附していただく。そして今まで以上にばんげひがし公園、鶴沼緑地公園にみんなの公園として愛着を持ってもらえる、足を運んでもらえると考えますが、町の見解について伺います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

特にひがし公園については、当然幼児の方々が遊んでいられる姿をよく目にします。

つまりは、幼児期においての遊び場の一つとして、もう定着しているというふうな認識を持っておりますし、議員ご指摘のとおり、中にはそれ以上に、我々が想像する以上に思い出を持っておられる方々もいらっしゃるかと存じます。

よって、最初のところにもございましたけれども、個人も含めて活用できる資源の一つとして応募があるかは二の次にしましても、順次公募できるものについては今後公募を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

ぜひ実現の際には、私も個人で申込みしたいんですが、それは議員として法に触れるんでしょうかね。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これは手法の問題かと思いますが、寄附そのものは、当然これは法に触れる行為だというふうに認識しておりますので、ネーミングライツそのものが法に触れるかどうかはちょっと確認しないと分からない部分がございますけれども、もし法に触れないということであれば、ぜひご協力のほう、よろしくお願いしたいと存じます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

では、最後に、鶴沼球場のバックスクリーンについてであります。

これは非常に大きな、大規模な工事になろうかと思えます。今まで改修工事、見積りについては、業者から取ったことがあるのかどうか、併せて、取ったことがあるのであれば、金額等もお伺いしたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

それこそ私が都市計画に在任期間中に一度、スポーツメーカーのミズノさんから、電光掲示板の見積りを聴取したことがございます。その際は、完全にそのバックスクリーンごと電光掲示板に新たに建て直すというような内容の見積りでございまして、そのときの金額、正確な金額は忘れましたが、間違いなく1億は超えていたというふうに認識してございます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

かつて私が議員になって1年目かな、BSO板の変更、これはもう坂下の球場より後にできた球場、要するに全てが、周りが坂下より上回ってしまったんで、言い出したのは坂下が一番早かったんです。ただ、実施するのが一番遅くなってしまった。

これについては、私、高野連の、高校野球連盟の大会関係、押切川球場ではなくて鶴沼を使う、これがなかなか続いてきましたので、これだけはどうしても守っていただきたいと思ったんですけども、その際にBSO板、SBO板の変更の際に、一度、バックスクリーン全体というお話も申し上げたと思います。ただ私も、非常に高い金額になるうかと思ひまして、財政難の中で、まず無理だろうという部分で、ただ、今はもう電光掲示板、得点も含めて、一般的になりつつあるんですよね。これ早いあれじゃなくて、もうほかでは何年も前から電光掲示板にしているところが数多くあります。

これについては、非常に、先ほど1億以上超えるというお話もありました。ネーミングライツとか、併せてクラウドファンディングですか、そういった部分も当然考えなくてはいけませんけれども、町全体で今現在ある施設をどのように修繕していくか、何年後に修繕していくか、今できなくても何年後の計画とか、そういった部分においてはどのような考えでおられるか、こういった大きな例えば、構造物ですとなおさら予算もそれなりの金額になりますので、今の中でなかなかこれを位置づけるのは難しいと思いますけれども、当然時間がたてば、そういった時期が来ると思います。

今、本当、先ほどちょっと申し上げたとおり、電光掲示板は決して珍しくない、一般的になりつつある。そういった中で、高校野球、大人の野球も少年野球も、全ての野球が入ってきている。そういった中で町の将来的な電光掲示板への交換計画、修繕計画について、ぜひともお伺いしたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

全体的な施設管理ということでありますので私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、当然修繕に関しては毎年、予算編成の前に各担当部署から修繕が必要な施設について全て挙げていただいております。それが今年、予算が128か所ございます。それは当然、今すぐやる、やらなくてもいいものも含めて、全部挙げていただいているということで、それについて一定程度ヒアリングをした中で優先順位をつけた中で、あとは財政の状況を見た中で対応するというようなことをさせていただいております。

最近大きいものと、ふれあい交流センターの屋根、修繕工事、今年、令和5年度で言いますと、わんぱくクラブの冷房ですとか、冷暖房とか、広瀬や川西コミセンの屋上防水工事ということで、これ何千万単位の工事になっております。

次年度も坂下南小学校、これ前々から言われていたんですが、床の修繕工事を、ようやく、私も社会体育のときなので、もう何十年も前から要望していたものなんですが、ようやくこちらのほうにも着手できるようになってきたというところで、どちらかという、やはり教育施設を優先せざるを得ないというような状況であります。

この財源としては、公共施設整備基金を使っておりますが、今、3億程度あるんですが、令和6年度を取崩しも含めると2億ぐらいまでまた目減りをしてしまうというところがありますので、そういう財源と全体的な修繕計画の中で判断をするということでもありますので、いずれ電光掲示板になるかどうか、ちょっと何とも言えませんが、いずれやはり長寿命化修繕には対応すべき鶴沼球場のバックネットについても、そういうものであるというふうには認識しています。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、蓮沼文明君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、4番、赤城大地君、登壇願います。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）（登壇）

通告に従い、ご質問いたします。

防災体制及び消防行政全般に係る事項についてお伺いいたします。

まず初めに、質問の背景について申し述べます。

本年1月1日に発災いたしました能登半島地震においては、地震災害、火災、津波の被害など、災害が幾重にも重なり、大きな被害となりました。また、広域的に被害が出たことから、いまだ復旧のめどが立たない地域もあります。

災害サイクルと呼ばれる五つのフェーズのうち、発災から数か月後からを慢性期と呼びますが、被災地の現状に鑑みると、まだそのフェーズには至らず、被災地は現在、長

期の避難所生活での状況悪化者を防ぐべき時期である亜急性期にあることが推察されます。

今後、1次避難所から2次避難所、そして仮設住宅へと被災者の生活環境が移っていくことが予想されますが、これに伴い、様々な災害関連死が増加する時期でもあります。この災害関連死のほとんどは、防ぎ得た災害死と呼ばれます。通常の医療体制の提供、DMATの派遣、あるいは通常の行政サービスの提供、コミュニティへの参加、つまりは全ての被災者が何かしらの支援とつながりを持つ状況を保つことさえできていれば、関連死を最小限に抑えられ、より多くの命が救われると言われております。

そして、これは基礎自治体が果たすべき役割の一つと認識いたします。またこれは、阪神・淡路大震災、中越地震、そして東日本大震災で得た知見の一つでもあります。東日本大震災においても、発災から二、三か月後のこの時期、災害関連死と思われる自死が増加したのも記憶に残っております。それは、私が実際に経験した生涯忘れられない後悔の一つでもあります。助かった命をつなぎ続けることが、どれほど重要か思い知らされました。

2011年の夏から翌年の春にかけて、私は、気仙沼大島災害対策本部の事務局スタッフとしてボランティア活動に参加しておりました。気仙沼大島は人口3,000人ほどの三陸の島で、数年前のNHK連続テレビ小説「おかえりモネ」の舞台となった島です。

私はそこで、取りあえず行政の知識を持っているという理由から、災害対策本部の事務局を担い、他のボランティアの受入れや避難所のアセスメント、仮設住宅でのコミュニティの再生などに従事しておりました。それらの活動の中で感じたことや、見聞きしたことを人に話したことは今までありませんでした。恐らく無意識のうちに蓋をしてしまったのだと思います。

能登半島地震を受け、本町においても同程度以上の地震が予期されていることを考えたとき、その蓋が外れ、当時の記憶や感情や状況が鮮明に蘇ってきました。本町における減災防災体制の強化に参考になればと思い、当時の気仙沼大島の状況、そしてなぜ早期の復旧、復興につながったのかを、傍観者の視点ではありますが、申し述べたいと思います。

発災直後、気仙沼は津波に襲われ、その後、船舶から油が流出したことにより火災が発生。その火は漂流物となり、大島へ流れ着き、亀山という山に燃え移り、山火事が起こりました。その延焼を防ごうと住民の方々が対応に当たったということでした。当時対応できる常備消防力が少なく、行政の支援も、指揮系統の崩壊により届くことはありませんでした。

行政の支援が届かない中、住民の方々はどうしたのか。自分たちの手で救助、救援を行うようになりました。地元の有志の青年の方々が集まり、瓦礫撤去を行い、民宿を営んでいた方は、家を流された方に宿を提供し、船が生きている方は、本土からの人や物資を運びました。

ようやく届いた公的支援は、気仙沼市のものではなく、米軍の支援でした。発災から3か月が過ぎる頃には、国や行政の支援もようやく届き、仮設住宅が出来上がり、入居

が始まっていました。そして何より、気仙沼大島災害対策本部という組織が立ち上がり、青年の有志は「おばか隊」と呼ばれ、各ボランティアとともに、瓦礫の撤去作業を行っていました。

私が事務局スタッフとしてお手伝いした気仙沼大島災害対策本部とは、気仙沼市、つまり行政の災害対策本部ではありません。全て住民が自らつくり上げたものです。これこそが特筆すべきことです。今でこそ、自主防災組織の言葉が定着し、その重要性が認識されておりますが、気仙沼大島は、この言葉が定着する以前に、それを高度な次元で行っていました。これこそが、早期の復旧、復興につながったものと認識されます。

災害医療の基本の考え方に、C S C A T T T、スカットという考え方があります。コマンド・アンド・コントロール、セーフティ、コミュニケーション、アセスメント、トリアージ、トリートメント、トランスポーターション、この七つの原則を、住民が自ら行い、状況悪化を自らの手で防いでおりました。私はこれ以上の自主防災組織をいまだ知りません。

さて、阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災から得た知見の一つに、自主防災組織の重要性が挙げられます。消防庁においても、その立ち上げが推奨されております。そこで、次のご質問をいたします。

第六次振興計画において防災体制の強化の事業として、消防団・自主防災組織の育成が実施されております。特に消防団の班域の見直しと自主防災組織の立ち上げの進捗状況をお伺いいたします。

また、災害対策基本法では、市町村の責務の一つとして自主防災組織の充実を図ることが定められております。災害対策基本法のいう「自主防災組織」とは一般的には、自治会等の組織に防災機能を組み込んだものと、新たに組織するものの二つが想定されておりますが、町の目指す自主防災組織とはどのようなもので、どのように組織していくのか展望をお伺いいたします。

また、災害時でも有効な組織となるよう、どのような施策を講じるのか併せてお伺いいたします。

また、災害時等の即応力を確保するため、警察、消防、海上保安庁などの公安職、または自衛隊の訓練を受けた者で組織されるような機能別消防団の導入について意義があると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、市町村相互間地域防災計画策定の見解及び広域連携の見解についてお伺いいたします。

災害対策基本法が定める市町村相互間地域防災計画は、一自治体の枠を超えた広域的な防災計画を必要とする場合に策定されるものです。県地域防災計画においては、大規模地震災害についての計画がなされており、会津地方においては、会津盆地西縁・東縁断層帯による直下型の地震が想定されております。それぞれの地震発生確率は、30年以内に0%から0.02%と低い確率の評価となっておりますが、一たび発生すれば、予想される地震の規模はマグニチュード7.4から7.7と、甚大な被害が予想されるものになります。仮にこれらが発生した場合、被害は会津全域に及ぶことになり、発災直後の各市町

村では、情報の集約はままならず、消防業務に混乱と遅れが生じることは否定できないものと思われます。

災害時において、住民の生命と財産を保護することが、基礎自治体の第一の責務となりますが、その最も重要となるのは、いかに有効なプラットフォームを構築できているかだと感じます。大規模災害時において、被災地の行政機能が通常どおり機能することはまずないものと認識いたします。多くの場合は、被災地の要救助者を救助していくのは、被災地以外からの緊急消防援助隊、DMA T等の災害医療チーム、自衛隊、専門NPOや様々な団体のリエゾンです。

彼らの初動の機動力を確保しつつ、効率的かつ効果的に救助、救命活動が行えるかは、情報の集約の迅速さと正確さにかかっています。災害時の情報の集約と伝達をどのようにするか、あるいはそれぞれの支援力をいかに使い切れるか、それを定めるプラットフォームこそが地域防災計画であると考えます。

つまり、大規模災害時において、被災自治体の地域防災計画を運営するのは、当該自治体ではない可能性があるということです。したがって、地域防災計画は、あらかじめ広域的に共有されているか、または市町村相互間地域防災計画が策定されていることに意義を感じますが、見解をお伺いいたします。

また、市町村相互間地域防災計画を策定しないまでも、今後、防災体制の広域連携、あるいは公民連携、またはNPO等とのボランティアとの連携が必要となると考えますが、見解と展望をお伺いいたします。

先日の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会 2 月定例会の一般質問において、大規模災害時においては、既存の消防力だけでは対処困難であるという認識が示されました。したがって、あらかじめ様々な団体と災害協定を結んでおくことは意義があるものと考えます。

特に、災害救助法が適用された場合については、救助の主体は市町村から都道府県へ移行されます。県が災害協定を結んでいないNPOや民間団体、あるいは隣県の災害拠点病院や自衛隊駐屯地、海上保安庁航空基地などとの連携や協定の締結は有意義と思われます。

次に、町の職員体制についてお伺いいたします。

町の危機管理体制において、公安職または自衛隊の訓練を受けた者、または大規模災害現場での活動経験を有する者を危機管理専門員として配置することに意義を感じますが、見解と展望をお伺いいたします。

「無識の指揮官は殺人犯なり」、海軍大学校の教官を務めた秋山真之の言葉で、知識、見識、胆識の欠けている指揮官は、殺人犯と同じであるという意味の言葉です。私はこの直系の後進である海上保安大学校にて、この言葉を教わりました。また、陸上予備自衛官の訓練においては、装備がなければ何もできないということも学びました。公安職、または自衛隊の経験者は大なり小なり似た感覚を持っています。それが、危機管理体制の構築に必要な素養であると思われます。

以上、壇上よりのご質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時00分）

再開を 2 時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時10分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

4 番、赤城大地議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 2 と 3 についてお答えいたします。

1995 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災や 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、また、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震等、日本では地震による大規模災害が多く発生しております。

議員おただしの会津全域を一つの単位とした市町村相互間地域防災計画は「災害対策基本法」に規定されており、「市町村の区域の全部または一部にわたり当該計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときには、複数の市町村による協議会を設置し当該計画を作成することができる」とされております。

現在、熊本県の阿蘇山や北海道の十勝岳周辺など活火山の噴火等に伴う周辺市町村の災害対応に係る計画が作成されていますが、地震災害に係る計画については、作成の前例がありません。これは、地震は被害が広範囲にわたることから計画策定に参画する市町村が多くなることが要因であります。

大規模災害が発生するとライフラインが遮断されてしまうことが想定されるため、生活必需品を備蓄しておくことが重要であります。家屋倒壊等からの被災者の救出や被害を受けたインフラの復旧や瓦礫の撤去などの「人的支援」や、怪我人への対応や避難所での衛生管理のための「医療支援」、さらに携帯電話やインターネット環境が被害を受け正確な情報を得ることができなくなることから早期復旧を図るための「情報通信支援」などが必要であり、町単独で全てに備えることは不可能であります。

このような状況は管内町村も同様であり、町民の命と暮らしを守るためには、近隣町村との連携はもちろん、民間の企業とも連携を図ることが必要であると認識しております。

本町では、広域連携として、「両沼地方町村会内町村の災害時相互応援に関する協定

書」を平成27年11月2日に両沼地方7町村で締結しており、その中には、食料品・飲料水や生活必需品物資等の提供等についても盛り込まれておりますが、全町民を賄えるほどの提供は期待できないことから全会津規模での連携が必要であります。

また、町では23の民間事業者と生活物資や応急対策等の支援協定を締結していますが、民間事業者も被災を受け、物流が止まり搬送できないことが考えられるため、備蓄品の安定した確保が課題であります。

今後は、会津地方振興局の協力を得ながら管内市町村の相互応援協定を締結できるよう町としても働きかけをし、各市町村の備蓄品を一か所で保管しながら緊急時に貸し借りができるクラウドシステムを構築していき、その保管・管理と配送については、民間運送業者との連携を積極的に実施してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1の1と4についてお答えいたします。

初めに、ご質問の1の1の（1）についてお答えいたします。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識と強い連帯感を持って地域の皆さんが自ら防災活動を行うために立ち上げる組織であり、平常時には災害を想定した訓練などを行い、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動などを行う大変重要な組織であります。

大規模災害が発生すると、個人や家族の力だけでは対応できずに危険や困難を伴う場合があるため、被害の拡大を防ぐためには、自分の身は自分で守る「自助」とともに、ふだんから顔を合わせている地域の近隣の人々が集まって互いに協力し合う「共助」により、被害の軽減を図ることが大切であります。

また、自治体や警察、消防、自衛隊などが総合的な防災対策に取り組む「公助」も大規模な災害になれば、広範囲での対応が求められ、十分な支援を受けられなくなることが想定されます。阪神・淡路大震災においては、瓦礫の下から救出された人のうち、自力または家族や近所の住民による「共助」によって救出された割合が90%を超えるという調査結果があることから、地域の連携による活動の重要性は大きいと言えます。

議員おただしの設立に向けての二つのパターンにつきましては、現在町では、自治会などの行政区単位で組織の立ち上げを目指しており、スタートとしましては、行政区の会議等で自主防災組織の必要性を話し合い、消防署や関係機関からの助言をいただき、設立する流れであります。

令和5年度は、10月22日に新富町自治会、1月25日に金上地区の区長会において会津

坂下町防災士連絡協議会と連携し学習会を開催したところであり、2月29日には勝方区で開催する予定であります。また、実際に1回のみの学習会で設立まで進むことは難しいため、設立までの過程の中で学習会だけでなく、町内・行政区周辺の危険箇所の点検や炊き出し訓練など実地訓練の実施も想定されます。

令和6年度は、各コミュニティセンターの事業や自治会長会・区長会の会議等で学習会を開催し、一つでも多くの行政区に自主防災組織の必要性を認識していただく予定であります。

また、例年、7地区の持ち回りで開催していました防災訓練ですが、令和6年度開催予定の八幡地区からは、今までの地区全体での開催から行政区を3区程度選定した開催に変更し、より地域に密着した避難訓練や要支援者の避難誘導訓練、炊き出し訓練や応急救護訓練と会津坂下町防災士連絡協議会による防災講演会の実施を予定しております。

現在、自主防災組織として活動している新町自治会や村田区も防災に係る応急救護訓練や段ボールベッド組立体験等の各種訓練を実施しており、訓練に参加することで互いに協力し合い、より住民の一体感が高まり防災意識の向上にもつながってきています。

今後、毎年各種訓練やAEDを活用しての応急救護講習会、また、会津坂下町防災士連絡協議会等の関係団体による講演会等で必要経費が出てくるため、喜多方市等で実施している自主防災組織での各種訓練の経費にかかる活動補助金の制度を新設したいと考えております。

次に、ご質問の第1の1の(2)についてお答えいたします。

災害時における町の消防団の役割は極めて大きく、仕事を持ちながら地域の安全安心を守るために活動し、地域における消防・防災力の向上、また地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たす消防団員に対し、頭が下がる思いであります。

しかし、人口の減少に伴い消防団員の減少が進み、令和5年4月現在では、定数500人に対し団員は465人となっております。また、町内7分団の全てで団員の平均年齢が高くなっていますが、人口減少のほかに仕事との両立が難しいなどの理由も重なり新入団員の確保に苦慮し、20年以上や30年以上在籍しているベテランの消防団員が抜けられない状況下にあります。

機能別消防団員は、火災や大規模災害など特定の活動のみに参加する消防団員と位置づけており、限定した活動により消防団を補完する役割を担います。近隣市町村の動向を見てみますと、この機能別消防団員は、各市町村の消防団に属していた消防団OBで結成されているパターンがほとんどであり、その中でも災害に特化した活動が主なものとなっています。

議員おただしの警察・消防・自衛隊・海上保安庁などの公安職を経験し、災害対応などの訓練を受けられたOBの方々に構成する特殊活動組織があれば、災害発生時の倒壊家屋からの救助や避難誘導などの初動活動が迅速に行われるため、現役消防団の災害対応指導と町民の安全確保の観点から大変意義がある組織であると考えております。

次に、ご質問の第1の4についてお答えします。

近年、地震や豪雨による洪水、土砂災害等の自然災害が全国各地で頻発化・激甚化し

ており、多くの死亡者や行方不明者、家屋の倒壊など甚大な被害をもたらしています。これまで経験したことのない規模で発生する災害に対し、十分な備えと素早い対応が生命・財産を守ることだと認識しております。

災害発生時には、迅速かつ適切な対応が災害対策本部に求められることから、この災害対策本部を設置運営する担当部署への危機管理専門員の配置は重要であると考えております。

本来は、防災士や防災危機管理者、防火管理者、救命救急士等の防災に携わる資格を有する職員を危機管理の部署に配置するのが望ましいのですが、これらの資格を有する職員がいないことから、一般事務職員を配置しております。また、人事異動により定期的に部署が変わるため、一般事務職員が危機管理に関わる知識を得た頃には、また異動となっているのが現状で、町民の生命・財産を守る危機管理部署として体制が不十分であると認識しております。

今後、ますます複雑化・多様化するニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、専門職の採用により人材を確保するとともに、安定的で持続可能な行政運営を行うため「会津坂下町定員適正化計画」を定めており、この計画に基づき毎年職員採用計画を立てております。

令和6年度の職員採用計画に警察・消防・自衛隊・海上保安庁の公安職で実務経験5年以上ある方を防災専門員として募集することといたしました。しかし、公安職という専門的な分野での採用となるため人材の確保に苦慮することと想定し、警察を退職された方々で構成されている警友会や、自衛隊を退職された方々で構成されている隊友会、また広域消防を退職された方々で構成されているOB会等に専門職員募集の情報を提供し、経験豊かな人材を採用していきたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

僅かに時間が残りましたので、再質問いたします。

3番の広域連携についての再質問ですが、特に壇上で申し上げましたが、病院についてお伺いしたいと思います。

恐らく、生活課かとは思いますが、大規模災害になりますと、災害拠点病院のほうからDMATが派遣されることになります。会津地域における災害拠点病院は会津中央病院となっております。

会津中央病院のほうにもDMATのチームがおりまして、もしこちらのほうが被災すれば一番近くのDMATのチームは会津中央病院から派遣されることになる。ただ、

大規模災害、この地震が発生した場合においては、恐らく西縁、東縁どちらにあっても、会津中央病院は被災することが予想されます。

そうしますと、通常の医療業務も行っておりますので、その医師等も被災している状況も考えられますので、通常、DMA Tの派遣というのは、被災地域以外の地域から派遣されて構成されるというものになっております。ここですと、一番DMA Tのチームが多いというか、濃いのが新潟県なんです、恐らくその隣県のほうから派遣されることになる。

そのときに、当然、災害拠点病院を目指してDMA Tのチームが来るわけなんです、目指してきた災害拠点病院が、会津中央病院が被災していた場合については、こちらの例えば坂下厚生病院とか、近くの大きな病院ですね。西病院、竹田病院だとは思いますが、とりわけこの坂下においては、真っ先に厚生病院が想定されるわけなんですけれども、そういった大規模災害におけるDMA Tの派遣の動きについては、町はどのように把握されていますでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

今回のそれこそ能登半島地震におきましては、会津中央病院のDMA Tが派遣されて、1週間2週間ほどでしたか、行って活躍してきたというふうに私は認識しております。

そして、今ほど議員がおただしのとおり、会津が被災されたら当然、中央病院のDMA Tについては、当然派遣というか、活動はできなくなるというようなところかと思えます。そして中央病院のほうに、例えば新潟のDMA Tが行くというようなところでも、中央病院のほうに被災していれば、中央病院もちょっと無理だとなれば、坂下の厚生病院というふうに認識はするんですけども、その連絡体制というか、そういうのがまだできていないというのが現実でございます。

それについては会津管内の第一次医療圏とか、第二次医療圏とか、そういうような部分で医師会の下に、医師会と県と、そのような形で、そういうのを今後、協定なり、そういうのを研究しながら進めていくのだろうというようなことでございます。

そして今、Z o o mでも若松圏域の部分と喜多方広域の部分でそういうような形でお話合いを進めているというような部分もありますので、そういったこと、今後についての、そういう情報を入れながら進めて行っていきたいとは思っておりますが、何分まだ私も情報不足ですので、情報を収集しながら進めていきたいと思えます。

以上でございます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

その内容も含めてなんですが、広域連携についての質問でございます。

先ほども申し上げましたが、恐らくこの地震が起これば災害救助法が適用されることになると思います。そうすると、救助主体は県になるわけなんですけれども、自治体は補完的な動きをすると、そういうわけなんです、その場合において、県が災害協定を結んでいるところは当然優先に来ると思うんですけれども、県が災害協定を結んでいないところ、申し上げました自衛隊においては福島駐屯地、郡山駐屯地は当然結んでおりますが、隣県の駐屯地、ここですと新発田ですとか神町については当然結んでいない。

あるいは海上保安庁の航空基地についても当然結んでいない。あるいは様々なNPO 団体、民間団体についても、ある程度網羅はされておりますが、いろんな業種の協会とか、組合とか、そういった形で結ばれてはおりますが、それも個別にではないということもありますので、ぜひ今の病院の話もありますので、個別に災害協定を結ぶこと、あるいは情報収集を行うだけでも結構かと思うんですけれども、そういったことをすべきかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

あらゆる面で災害に備えていくことが必要であろうというふうに考えております。

今回赤城議員のおただしの中で町長からの答弁があったとおり、災害時には、よそから支援をいただくのにはかなりの時間を要するということも想定されます。今現在、町としましては、災害が発生し、よそからの支援を受けるのに、仮に3日間かかるということ想定されれば、会津坂下町、約1万5,000人の人口で、1日3食3日間ということになれば、いわゆる備蓄の食料は、概算でありますけれども、16万食必要になるということが想定されます。

今現在、会津坂下町では、備蓄品の入替え等も含めまして、今現在保管している備蓄食料品の量は、1,500食程度であることは事実でございます。これは財政的な問題であったり、災害に対する備えの様々な備蓄品の関連からそうなっておりますが、これは会津坂下町だけではなく、近隣町村も同じ状況なのではないかなというふうに考えてございます。

こういう状況の中で、いざ災害が起こってしまっても、町民の方々に行き渡る備蓄食料品は数が限られているという状況が現状でありますので、これらを会津管内の中で連携して備蓄すれば、ある程度2万食、3万食、4万食という備蓄は必要になってくる。特に会津若松市でいけば、12万人の方々がいらっしゃいますので、それらの1割を備蓄

するとすれば、1万2,000食、喜多方市でいけば、4,000食という形で、かなりの数量が積み重なってまいりますので、自己完結型ではなく会津管内で、できれば県内で一括して備蓄に備えることによって、大きい数量を備蓄できるのではないかということを考えてございます。

これらにつきましても、各町村、または様々な業態が被災を受けますので、実際それらを搬送できるのかという問題が出てまいりますので、今現在、全国的に展開しております輸送業を営む業種と、地域連携協定についての話し合いをしているところでございます。その備蓄についても、その運送業態が一括で保管し、災害が起こったときには、各町村にその運送機能を全国から集約して備蓄品を配送するという仕組みについて提案したいということで、今検討していただいているところでございます。

早ければ、4月に開催されます両沼管内の担当課長会の中で、これらについて提案し、民間事業者からの企画書、提案書を、各町村で検討をしてまいりたいというふうに今のところ考えてございます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

そのような広域連携もありつつの、またの再質問になるんですけれども、今度は第1の再質問でございます。

まず初めに、消防団の認識について、町はどのように認識しているのかというのを伺いいたします。

消防団というのは、消防組織法の中に、自治体の消防力として位置づけられているものです。決して行政区というか、村の若い人たち、単なる若い人たちではないんですね。

実は、会津坂下町の場合は、常備消防というのは、広域のほうで担っておりますが、本来ですと、各市町村が担うべきなのが常備消防だというものでございます。その常備消防を補完する役割として置かれるのが消防団という認識で消防組織のほうの中ではありません。数でいうと今、全国の数ですけれども、常備消防が約16万人、非常備消防、消防団は90万人いると。ただ、ほとんどの消防事業についても、常備消防のカバー率は99.9%だということになっております。

先日、消防本部のほうでもお話ししましたが、だんだんとその消防団の人数が少なくなってきた、通常の消防業務においても、なかなか常備消防だけでは難しい状況になってきているというお話は伺いました。

そのような中で、今後どのような、大規模災害に備えてでもそうなんですけれども、消防団という組織の在り方というのは、どのようにすべきものだと、町は考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

消防団のあるべき姿につきましては、今現在も、分団長、副分団長等で構成されます組織検討会の中で検討してございます。その主な内容については、火災発生時の初動体制の確保ということで検討してございます。実際、人口の減少であったり、兼業化によって、消防団の成り手は、年々少なくなっていくことに対して、歯止めがなかなかかからないだろうという状況の中で、どういうふうにして災害対応していくのかということがメインのテーマでございます。その場合、地域分団であったり、班であったり、そこでも枠を超えた初動体制の確保ということがテーマになってくるのではないかとこのように考えてございます。

また、常備消防であったり、いわゆる消防団であったり、その役割分担の在り方についても今後は検討していくものであろうかというふうに認識しておりますが、災害時におけます地元消防団の役割は、ますます大きくなっていくというふうに認識してございます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

今までの総合いたしまして、ご質問いたします。

第1の自主防災組織についてでございますが、大規模災害時における自主防災組織をどのように組織し、どのように有効に働くようにしていくのかということでございます。先ほども答弁ございましたが、組織はしていくけれども、今後どのように有効にしていくのか。有効な組織としていくという意味は、今ほどDMATの話もありました。令和4年にDMATのガイドラインが改正されまして、瓦礫の下での医療を行わないことになりました。すなわち、瓦礫から出てくる、瓦礫から救助する。そして、医療につなげるまでは、病院までは行かなければならないという、この距離が生まれることになりました。

これをどう自主防災組織でカバーしていくのかということも、非常に重要なことであると思います。単なる予防消防だけではなくて、その先の情報の集約であったりとか、あるいは近所同士での助け合いであったりとかという、そのレベルになってくるんじゃないけれども、どうしたら、実際に災害が起こったときに有効な組織になるのかというのを伺いたいなと思って。

実は、今回、能登の輪島市というところが被災しましたが、輪島市は、消防庁が示す

自主防災組織の先進事例でした。先進事例であったがために軽減された部分も当然あるとは思いますが、なかなか、いざ大きな災害には対応しきれなかった部分もあるかと思います。それらを含めて、今後どうしていくのかというのを、今現状、なかなか難しいかと思うんですが、方向性をお示ししていただければと思います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

自主防災組織は、集落の中で組織していくというのが理想だと認識しております。その中で平常時においては、いわゆる地域のコミュニティの中心として、声の掛け合いであったり、ふだんの生活の見守りであったり、お互いがお互いを助け合っていく、いわゆる村社会の根幹をなすものというふうに認識しております。

一方、災害時においては、お互い助け合っていくことのできるものというふうに認識しておりますが、実際それらを保障するものというものは、結果的に、私個人の考えではありますが、自ら行動ができる、判断ができる権限がなければ、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

今現在、普通に考えますと、防災災害対策本部が町で持ちまして、町からの指示によって、自主防災組織が活動を始めっていくというようなことが普通に考えれば、そういう形になるのだろうなというふうに考えておりますが、災害時においては、それらも組織できずに、救助活動が始まっていくことも想定されますし、先ほど申したとおり、町の災害対策本部も専門的な知識がないまま、情報が錯綜する中で何をやっていいかわからない。空白の時間も生まれてくる。その場で、そういうところを埋めていくものは、やはり身近で災害に対応している人たちの活動に委ねられる。そのためには、それらの方々が権限を持ったり、例えば、直接災害救助要請ができるような権限がなければ、結果的に組織があっても、命を守る機能は果たせないというふうな考えを持ってございます。これが様々な規制の法律的なものの中で、可能なかどうかは別としても、それがなければ、最終的にはなかなか機能は難しいのではないかなというふうに考えてございます。

町としましても、自主防災組織が立ち上がって、皆様方が身近なところでの災害対応に当たっていただく上で、権限の譲渡、また、あわせまして、それに備えるための財源の譲渡などもなければ、結果的には進まないのではないかなというふうに懸念をしております。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

最後に4の質問の再質問でございます。

次年度から防災専門員ということで置かれるということで大変心強いことでございます。ぜひともこれ1回きりではなく、年次計画をもって数を増やしていただきたいと思うんですけれども、町長、副町長いかがでしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良）

議員おただしのとおり、防災的な有資格を持っている方については、なかなか採用できなかった点はございます。来年度から、取りあえず、公安職のOBの方という形になりますが、5年以上経験された方につきまして、採用枠を設けながら採用していきたいというふうには考えております。

また、いろいろな形で民間の防災の資格という部分では、防災士会という部分もございますので、防災士の資格もございますので、その部分についても職員には、いろんな形で取りにいかせながら、防災意識の高揚に努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、赤城大地君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、1 番、目黒克博君、登壇願います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）（登壇）

1 番、目黒克博です。通告に従い一般質問を行います。

平成23年3月11日に発生しました、東日本大震災からはや12年がたとうとしています。12年ですと、ちょうどえとが一回りしたことになります。そして今年、1月1日、能登半島地震が起きました。

近年の温暖化や自然環境など、その変化は著しく大きくなり、各地での災害が多く発生しております。石川県の能登半島にある穴水町も遠く、北東42キロを震源とした地震。地震の規模は、マグニチュード7.6、震源の深さは16キロと発表されました。

ここ会津管内でも、過去を遡れば、江戸時代の初期、約400年くらい前になりますが、会津盆地山陰断層帯付近を震源とした震度6強から7に相当する直下型地震が発生して

おります。いつ発生するか予想もつかない。地震災害は厳しい。このたびの質問は防災について行います。

防災とは何か、減災とは何か、捉え方は異なる面がありますが、私たちのまちづくりには欠かせないものであります。災害を防ぐことで、町民の安全を図るために何をすべきで、必要なものは何か。現在、当町に足りない施設は何かを見極めて、災害に強いまちづくりをどのようにすべきかを質問いたします。

質問の第1、いまこそ災害に強いまちづくりであります。

一つ、当町に足りない防災設備等を出してお伺いいたします。

今回は様々な面で、ハード面を含めた質問になりますので、それを中心に質問させていただきます。

二つ目、防災倉庫の必要性和当町が求める倉庫設置場所について伺います。

新庁舎建設に当たり、防災倉庫も建設されると思われませんが、災害の種類にも異なりますが、トータル的に見て、対応が円滑に行われる設置場所についての質問になります。

三つ目、自然災害で7地区のおおのの最も危険な箇所の把握と減災についての質問であります。

4番、減災全般の取組についての質問です。3番と4番は関連した質問いたします。

五つ目、「自主管理マニュアル／災害時相互協力協定」の作成で、共助の推進を図るべきではないのかということに対する質問です。

防災自主マニュアルについてであります。地域での防災力向上の取組として、各町内会、自治会、各集落での緊急連絡網、避難体制など、地域ごとの自主マニュアルの作成が好ましいと思うところからの質問になります。

災害時相互協力協定、または災害応援協力といってお伺いよろしいのでしょうか。例として、福島市では、他の自治体や企業、団体と災害時の応援協定を締結し、協力関係を構築しております。大規模災害時は相互に協力し、災害対応を行う。当町の協定内容について伺います。

6番目、各行政の自主防災組織の設立についての進捗状況について伺います。この質問を5と関連するものということで伺います。

第2の質問になります。

災害時の対応についてであります。主に大規模災害時を想定した質問となります。

一つ目、視覚障害者や車椅子利用者、また、災害時に支援を要する人たちの避難について、伺います。

近年の豪雨災害、様々な災害について、犠牲者のうち、主に高齢者が高い割合を示しております。こうした中、高齢者及び障がい者などを守る対策時の避難方法の質問いたします。

二つ目、災害時の情報システムについてお伺いします。

災害の影響を最小限にするためにも、被害の状況、救護の要請、避難の指示などの情報を迅速、正確に伝えることが重要だと考えます。情報の伝達方法についての質問いたします。

三つ目、災害時の対策本部が機能不全になった場合の、町の対策について伺いいたします。

代替の対策本部の設置であります。対策本部を複数の箇所に設置しておくことが大切だと考えることから質問いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

1 番、目黒克博議員のおただしのうち、私からはご質問の第 2 の 3 についてお答えいたします。

災害対策本部とは、災害が発生または発生するおそれがある場合に、国・地方公共団体が臨時に設置し、国や県、消防、警察、自衛隊などの関係者が集まって、迅速な災害対応に当たるための組織であります。

住民の生命・財産を守るため、様々な準備をして災害に備えておりますが、有事の際には、想定外のことが発生したり、情報が錯綜したり、多くの混乱が発生することが想定されます。

東日本大震災や熊本地震では、役場庁舎が損傷したことにより、災害対応機能が失われ、災害対策本部を庁舎外に設置しなければならない状況が発生した自治体もありました。

会津坂下町では、地域防災計画を策定し、様々な災害対応を町内各職員で「誰が何を行うか」の業務分担が計画されていますが、職員研修などを通じて、各職員の役割を認識し、災害時の初動体制が迅速に取れるよう訓練する必要があります。

また、災害対策本部の設置場所についても、現庁舎が被災したことを想定し、中央公民館など、第 2 の設置場所を事前に設定しておくことも必要と考えます。そのため、過去の被災事例を教訓として、本町で想定する災害に合わせ、地域防災計画を見直してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1と、第2の1と2についてお答えいたします。

初めに、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

防災設備は、災害時に備えた機能を有する設備のことで、防災トイレや耐震性、耐火水槽など様々ありますが、本町では、古坂下に水防倉庫が1か所、八日沢に水防倉庫が1か所、健康管理センター脇に防災倉庫が1か所あります。また、防火水槽は、146基ありますが、耐震性のあるものについては1か所のみとなっております。中でも、備蓄品を保管しておく防災倉庫が足りておらず、役場総合車庫に備蓄品を仮置きしている状態であります。

次に、ご質問の第1の2についてお答えします。

あらゆる災害に備えた防災倉庫の必要性は高く、災害時に防災倉庫から避難所などへの備蓄品の搬出を考えると、避難所となる各所に設置することで、避難者への対応がより迅速に進められると考えております。

次に、ご質問の第1の3についてお答えします。

自然災害での危険箇所につきましては、本町のほぼ中心を縦断する活断層の会津盆地西縁断層や、川西地区・八幡地区・若宮地区の山際における土砂災害、高寺地区の東松・洲走周辺での地滑りなどが主なものとして挙げられます。また、阿賀川の堤防決壊があれば、坂下地区・若宮地区・金上地区・広瀬地区・川西地区で浸水が想定されます。

地震対策につきましては、住宅・塀の耐震化や感震ブレーカーの設置、家具の固定など一般的な対策をお願いするしかない状況であります。

土砂災害につきましては、使用しなくなったため池の用途廃止や撤去を進めるとともに、砂防ダムを設置し、土砂災害を防止してまいります。

地滑りにつきましては、会津農林事務所が10数回にわたって地滑り対策工事を実施していただいております。

水防対策につきましては、阿賀川河川事務所が実施した宮古弱小堤防対策工事や、長井地区で川岸の急傾斜地を掘削して川幅を広げる工事の実施や、片門地区で実施した只見川堤防嵩上げ工事等で治水を行っております。また、中洲や川岸に樹木が生い茂り、水位が上昇した際に、倒木によって堤防を破損させる可能性があることから、樹木伐採や川砂や砂利の回収なども併せて実施しております。

次にご質問の1の4についてお答えいたします。

以前は防災を防ぎ、被害をできるだけなくすために準備する「防災」の意識が主流でしたが、阪神・淡路大震災や、東日本大震災のような大規模な自然災害が起こった際、それまでの防災対策が十分に機能しないことが明白となりました。頻発・激甚化する昨今の自然災害を完全に防ぐことは不可能な状況であります。そのため、被害が発生することをあらかじめ想定し、より被害を抑えるべく、「減災」に取り組むことが重要視されるようになりました。自らの命は自ら守る「自助」、近所の方々がお互いに助け合う「共助」、行政や総合的な防災対策に取り組む「公助」の三助の連携が取れていることが減災の観点からも大切となります。災害発生直後は、住民の皆さんの主体的な行動が

重要となります。災害から身を守るためには、日頃から住民一人一人が防災意識を持っていただくことが大切であり、災害時の備えや避難経路の確認など日頃の準備が必要です。

防災訓練は、水防や地震を想定した訓練を7地区で行っておりますが、より住民の安全・安心を守るためには、各行政区を単位とした訓練が必要であることから、来年度より実態に即した訓練を実施してまいります。

また、職員につきましても、防災・減災の知識を深めるための研修会や、災害対応訓練を会津坂下消防署や、会津坂下町防災士連絡協議会の指導をいただき、実施してまいります。

次に、ご質問の第1の5についてお答えします。

東日本大震災以降、多様な主体が地域間相互に連携し、各地域の特性や地域資源を生かし、補完し合う「あらたな地域間共助」が必要となっております。両沼地方7町村では、大規模災害が発生した際に、町村単位では十分な応急対応等が実施できない場合、応援業務が円滑に実施できるよう、災害時相互応援に関する協定を平成27年11月に結び、広域的協力体制を備えております。今後も地域間共助の推進を図るため、会津管内で相互応援協定を結んでまいります。

また、地域防災計画や業務継続計画、避難所開設運営マニュアルなど、様々な計画を整備しておりますが、制度や基準に合っていないことから、現在、見直し作業を行っている最中であり、より簡素に分かりやすくなるよう作業を進めております。

次に、ご質問の第1の6についてお答えします。

各行政の自主防災組織の設立に対する進捗状況は、現在、本町では三つの自主防災組織が組織されており、令和5年度は、10月に新富町自治会、1月に金上地区の区長会で、会津坂下町防災士連絡協議会に講師となつていただき、自主防災組織についての学習会を開催したところであります。また、2月29日には、勝方地区での開催を予定しております。

令和6年度は、各コミュニティセンターの事業や、自治会町会、区長会の会議等で学習会を開催し、自主防災組織の必要性を認識していただけるよう、防災意識の醸成を図ってまいります。

次に、ご質問の第2の1についてお答えします。

災害時に支援を必要とする人たちの避難につきましては、避難行動要支援者名簿の整備や、個別避難計画の作成を進めてきました。登録をいただいた名簿等は、警察署・消防署・区長・自治会長、民生委員、消防団と共有し、ふだんからの見守り・防災時の避難誘導等の支援に活用してまいります。

また、高齢者や障がい者を対象とした、見やすく分かりやすい避難手順や方法を記載した「要支援者用防災の手引き」を作成中であり、障がい者の保護者で結成しております。「みんないっしょ親の会」の方々や、各介護事業所の担当者で行っている「ケアマネージャー連絡会」において意見等いただき、今後は、「老人クラブ連合会」においても高齢者目線からのご意見をいただく予定となっております。

皆様からいただいた意見、要望等を反映させ、災害時に役立つ「要支援者用防災の手引き」を、6月をめどに作成してまいります。

次に、ご質問の第2の2についてお答えします。

災害時の情報システムにつきましては、多くの自治体で情報伝達手段として、屋外拡声器の防災行政無線が用いられておりますが、天候が悪いときや暴風が激しい場合や、気密性の高い住宅の普及により、聞き取りにくいなどの事例が課題となっております。

本町でも、屋外拡声器の防災行政無線や戸別受信機の設置、登録制メールの会津坂下町防災メール、各携帯電話事業者の電波を利用した緊急速報メール、Yahoo!防災速報アプリを活用した自治体からの緊急情報などがあります。

また、福島県では災害情報や避難情報、防災無線の内容配信を行うことができる「福島県防災アプリ」を開発中であり、令和6年3月に配信を予定しております。今後も災害情報等が全ての人に行き届くよう、情報発信の多重化を進めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため、休議といたします。

（午後3時05分）

再開を3時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後3時15分）

再質問あればお願いいたします。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

第1の災害に強いまちづくりに関して、1番の当町に足りない防災設備などについて、お伺いします。

その中でも、災害時、我々に最低限必要な物資ということに対してですが、先ほど前の議員がお話し、答弁いただいたのとダブりますが、食料の備蓄、これは全て1万6,000食が必要だというご回答いただいて、その中で備蓄されているのが1,500食というふうにお聞きしました。その中でも、発災後3日間の食料を最低限必要とされるわけがあります。状況としては、先ほど答弁いただいた内容のとおりでございますが、高齢者、特に含んで、乳幼児に関しての非常食というのは考えておられますか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

備蓄しているものにつきましては、まず、目黒議員おただしの再質問の中で、1万6,000食とありましたが、坂下町の人口が、全員が3食、並びに3日間の16万食、16万食の誤りでございます。それに対しまして今現在、会津坂下町に関しては1,500食の備蓄となっております。

そこには、ビスケットであったり、乾パン、あと雑炊、あとフリーズドライのご飯、水を入れたら自然に炊き上がるというもの等でございます。

実際、一般的な非常食しか準備しておらず、いわゆるミルクであったり、あと固形物がなかなか飲み込めないという方々に対する流動的なものの備蓄についても、これは課題があるであろうというふうに考えてございます。実際、その方々がどこに避難をするという部分については、なかなか難しい部分がありますから、その備蓄に当たっては、その当事者が備蓄をしていただいて、町としてそれを金銭的に支援するというような方式なども一つの方法かなというふうに考えてございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

全体的に大規模災害を想定しての話になるので、なかなかその備蓄、各個人的に備蓄するのは確かに必要なとは思いますが、想定外に緊急を要することに対して、やはりある程度の町の備蓄は必要ではないのかなというふうには考えております。

食料の配給を町として企業と提携されていると思います。これはどの程度の企業の配置をされているか、お答えしてください。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

会津坂下町におきます、災害時におきます民間の協定につきましては、23事業所と連携協定をしております。その中で食料品も含みます、いわゆる生活物資の協定を結んでいるのは、3法人でございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

23事業との提携ということで、その中に三つの法人ということですが、軽傷などに関わる救急医療品の備蓄に対してはどういうふうになっているか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

いわゆる薬であったり、包帯等の備蓄につきましては、いわゆる総務課関連の備蓄品の中には、今のところ備蓄はございません。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

大規模災害のときは、医療関係もやはり混乱するのではないのかなというふうに想定されますので、緊急医療品、包帯とか消毒品とか、様々な薬品が必要になるというふうに想定されます。この備蓄もより必要なかというふうに考えております。

あと、町で段ボールのベッドを用意させていただいていると思いますが、これは確認なんですけれど、ベッドの数、そして、これを各地区の割当数というのは、その辺お答えをお願いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今、備えております段ボールベッドは、段ボールベッドと段ボールの間仕切りもセットで820セットとなっております。この820セットを、地区ごとの割り振りというのは今現在行っておらず、町として一括保管という形になってございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

一括保管ということに対して、やはり災害の種類にもよりますが、その移動する時間の問題とか、運搬です。それに対しての、地区に応じての時間差も兼ねてありますので、ましてそれも懸念されるということを考えられます。つまり、割り振りというのもやはり必要ではないのかなというふうに私、考えるところであります。

そのために、その備蓄される箇所については、各7地区のコミセン等あたりに割り当てされるのかなというふうに考えるところでございますが、その辺はどういうふうになっていますか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

あくまでも備蓄品につきましては、避難所に隣接した場所におのおの分散して備蓄すべきだというふうに認識してございます。

先ほどご答弁申し上げたとおり、町の防災倉庫については町の中に3か所しかないという状況の中で、今後、避難所に隣接した防災倉庫を設置するか、または、それらに代わります遊休の施設に安全に保管するかという二つについて検討が必要であるというふうに認識しております。各コミセンにはかつて使用していました、旧小学校の体育館もございます。2階のギャラリーを使いまして、水害になった際に、水につかるおそれのない場所等を勘案し、分散して保管するということにつきましても併せて今後検討していきたいというふうに考えております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

やはり心配なところは、高齢者の対応だというふうに考えています。あと、障がい者もそうですけども、そういう方々に対しても手厚い支援のほうをやはり第一に考えていただきたいというふうに考えます。

それでは、2 番、防災倉庫の必要性、また、当町の求める防災倉庫の場所について、お伺いいたします。

基本的に、私が考えるところ、庁舎と防災倉庫は、理想上、隣接が好ましいのではないのかと、私的には考えるところがあります。

それと、防災倉庫に関しては、分散型、今までの質問にもあたりますが、分散型が理

想とするふうに考えるところではありますが、相対的に町として、その考えについてどう考えていますか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

防災倉庫の在り方につきましては、集中管理型、または分散型という部分については、一長一短あるかなというふうに思いますが、避難所で至急必要な生活物資については、分散型が理想であるというふうに考えております。また、様々な重機であったり、そういうものにつきましては、集中型のほうが効率的かなというふうに思っておりますので、ちょっと答弁に適切かどうかは分かりませんが、併用型が一番理想なのかなというふうに考えてございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

災害の種類に応じた対応となるかと思います。

あと、次に3番、これは答弁にも記載されておりました。7地区のおのおので最も危険な箇所の把握と減災についてということではありますが、各災害の種類によって、様々な回答いただきました。地震の対策、そして、土砂災害の対策、雨水ポンプの対策、それを詳しく答弁いただきました。

この各種災害の中で、今最も減災に取り組まなければならない箇所、またはそれに相当している箇所、特に実施しなければならない箇所というのはございますか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

ここに答弁をさせていただきました、全ての災害が等しく危険であるというふうな認識は持っております。その辺の対応について、何が今一番大切なのかということに関しましては、先ほど来、防災に対する対応としまして、自助、共助、公助という三助を確認させていただいておりますが、今、町の広報等も使いまして、防災通信ということで、皆さん住民の方々に防災に対する備えについては、毎月情報を提供させていただ

てございます。これらを自ら災害時における水であったり、ちょっとした食料品であったりの備蓄ということについて、大至急、町として重点事業として取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

実際、避難時に防災袋の中に、食料品であったり、水であったり、懐中電灯であったり、ホッカイロであったり、カップであったりというものを各世帯に全て整備していくような補助制度なども含めた制度を早急に確立していき、各家庭では、全てそれらが整備されている。そしてまた、そこでは自分たちの家族構成によって、こういうものを多く入れておこうとか、こういうものについては、例えばおじいちゃん、おばあちゃんがいたら、軟らかいものが食べられるような形態で入れておこうとか、そういうものを各家庭でリメイクをしていきながら備えていけるような最低限の整備について、大至急取り組んでいかなければならないものであろうというふうに思っております。災害の種類によって、重要性、緊急性というものは変わりはないのだろうというふうに考えてございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

災害後の復旧に関しては、迅速に対応していただいているところでございます。

しかし、この減災に関して、例えば、各地区からの要望で、減災に取り組む法人の受入れというのは、今現在、可能なのでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

ちょっと答弁になっているかどうか分からない部分がございますが、今現在、所管は建設課のほうで行っていただいておりますが、川の護岸の工事であったり、あと河川の堆積した土砂の砂だとか、砂利の撤去ということで、障害物があればなかなか流れづらい部分を堆積物を撤去することによって流れやすくし、積み上げが起こらなくなるような形も取ってございます。これらにつきましては、区からの要望、また町が点検した避難箇所との工事ということで、それについては併せて実施しているところでございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

次、5 番に入ります。自主管理マニュアル、災害時の相互協定についてであります。

自主防災、マニュアル作成がありますが、これ現在町でもつくってあるわけですね。これに対して、町はつくってあるけども、各地区の自治体に対して、現在そういうマニュアル等の作成はあるのかなのか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

町では災害が発生した際に対応していくマニュアルは作成してございます。答弁にもあったとおり、作成し、かなり年数がたっておりますので、配置する職員、組織も対応する職員も変わってございますので、今現在見直し作業を行っており、新年度早々、職員のほうに周知をし、それらの訓練をしていこうというふうに考えてございます。

議員おただしのとおり、それらの内容を集落版にリメイクしたものについては、今現在ございません。これらについては、それらについても作成をしていきながら、集落での危険箇所、また対応マニュアル等にもリメイクをしていくということも含めて、自主防災の組織づけの中で行っていったらなというふうに考えてございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

その各地区に配布していただくというか、各町内会というか、この自主防災マニュアルの案というのが、ちょっとネットから引っ張り出しました。そうすると、この内容に関しては、ごく簡単な内容です。本当にこれは、五、六ページで終わってしまうような内容でありまして、マニュアルの内容は、町内緊急連絡網、そして災害時、災害発生時の分担割合、資材等などの配置、避難経路図、防災訓練事業日程というふうな、もうごく簡単な、記入して、各自治体が、もっと言えば、かなり意識づけになるのかなというふうなことで、そういう種類、ちょっと発見したのですが、即時これだとすぐできそうな気がするのですが、やっていただけないでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

それらについては、大至急対応していきたいというふうに考えております。

また、要支援が必要な方、支援が必要な方々に対する手引きの中でもあったのですが、家の中に常に、例えば冷蔵庫に貼ってあったり、みんながいるところで共通して見られるような、いわゆる家庭レベルでの災害対応のものも必要だよねという話にもなっております。そのいわゆる今議員がお手元にお持ちのもの以外に、もう少し分かりやすいものも全戸で保管するようなものも必要かなというふうに考えておりますので、併せて地域版のマニュアルと各家庭で対応するマニュアルというものを、併せて作成をしていきたいというふうに考えてございます。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

確かに個々の家庭に用意するのは、必須だと私は考えております。ただ、それを各集落の自治会会長さんそのものが、私人が検討できるような連絡網とか、それはやはりこういう簡単な組織の中で用意しておくのも、必要なかなというふうに感じたもので、この質問に入りました。

次に災害時相互、要するに応援協定ということですが、これはあくまでもいろいろな各企業、いろいろな組織、体制等の広域化に向けて、災害時の対応が迅速にできるという話であります。

会津坂下町として、災害時業務継続計画書というのがございます。それをちょっと読ませてもらったんですが、まさしくこの内容と同じという私は解釈いたしました。なので、これについては、こういう立派なそれができているということで、すごく安心かなというふうに思います。

その中で、前提とする災害の被害想定というものが書いてありました。想定する災害は、まさしくさっき前段でお話ししました、直下型を横断している会津盆地西縁断層帯地震という、これが記載されておりました。まさしく会津ではこれが一番危惧されている災害の一つかなと。この災害というのは、今起きるかも分からない。明日起きるかも分からない。その中の想定として、こういう形で書に記載されるということは、すごく心強いというふうに感じました。

それでは、第2の災害時の対応についてでございます。もちろん、あくまでも大規模災害事業を想定した質問になります。

大規模災害時の対策というのは、あくまでも最終手段だというふうに私は認識しております。伝達事項とか、いろいろなものを含めてであります。

一つ目の、視覚障害及び車椅子利用者の災害時に支援を必要とする一つの避難についてでございます。これについては、先ほど、前に質問された議員の方の答弁で、私も納得させていただきました。

マニュアルですか。配慮者用の防災の手引き、これは6月をめどに作成するということでありますので、これをもう期待するところでもありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

二つ目、災害時の情報システムについてであります。

その情報に関しては、あくまでも個人で判断をするのが最終的だと思いますが、協働による判断、その他もろもろと、いろんな様々な状況の判断において、求められる避難となるわけですが、今、最も情報が簡単に手に入るのは携帯電話、あとラジオ、テレビ及び町防災用無線で、最終的には、周囲からの情報となると考えられますが、そこで一番心配されるのは、高齢者に対して受け入れやすい情報発信方法として、デジタル化を使ったり、いろんな形でやと思うのですが、やはり年配者になると、携帯電話もなかなか使いにくい、そういう立場の方が多いです。うちの母もそうですけど、なかなかじめない。そんな中で、一人、家に残された老人は、防災無線にも耳を貸すこともできません。

そのときはやはり自治体の力を借りるしかないのかなというふうには考えておりますが、室内の防災無線ですか。あれが一番いいのかなというふうには私は思うんですが、それは会津7地区の中で、片門でしたか。設置されていますね。何戸か。これは全戸に配布できないものか。という考えがあるんですが、どうでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

さきの答弁でも答弁させていただいたとおり、今現在は、いわゆるラッパ型の防災無線で防災情報を流しておりますが、やはり今現在でも聞こえない、聞き取りにくいという苦情が多数寄せられております。それは耳が遠くなったとか、そういうものもありましょうが、最近の住宅は気密性が高くて、やはり音が中にはまだ入らないという状況でございます。そういう状況の中から、議員おただしのとおり、戸別受信機を各戸に配置するということはどうだろうかということも検討してございます。

くしくも、防災行政無線、いわゆるデジタル行政防災無線とJ-ALERTが一体となった今の仕組みについては、ここ3年、4年の中で、いわゆる更新をしていかなければならない時期に来てございます。そうなった場合、今までのままで、設置・更新がいいのか。また新たにそれらを設置しないで、戸別受信がいいのかという部分については十分検討していかなければならないなというふうに思っております。

費用的にも、各地区に立っていますデジタル防災無線を全て更新するより、戸別受信

機を各戸に設置したほうが安価であることも想定はしていかなければならないなというふうに思っていますし、また、もう一つの考え方として、各市町村で、いわゆるFM局を用いまして、各家庭ではラジオでの受信をしていただくということも一つの方法であるかなというふうに考えてございます。

実際は、狭い領域の中では、ラジオ放送、FM放送によって、避難等と呼ばかける例も、今現在、日本の中で、取り組んでいる調査も見受けられますので、それらについても、何ですか、より町民の方々に行き届くアイテムとしては、否定するものではないなというふうに考えてございます。

今現在、大きな流れとしましては、今のラッパ型の防災無線では、結局聞こえないということは、ますます多くなってくるかなというふうに考えておりますので、各家庭の中で、風の音や雨の音でも聞き取りやすい戸別の伝達手段が一番いいのかなというふうに今のところ考えておりますので、これは機器の問題であったり、あと財政的な問題で、総合的に判断をしていながら、また皆様のほうとご相談申し上げていきたいというふうに考えております。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

時間も迫ってまいりましたので、最終的に一言お話しさせていただきたいと思います。

この大災害があった場合に関しては、私いつもお話しするんですけど、職員の皆様も被災者になるということです。ですから、各自一人一人の皆様が、意識を持って日頃の防災に力を入れていただきたいというふうに思うところでございますので、どうぞ防災、減災に取り組み、豊かな暮らしができる災害に強いまちづくりを目指していただき、質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、目黒克博君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

明日27日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

27日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時45分）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたしますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月26日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員